（平成２５年度実施分）

大学機関別認証評価

自 己 評 価 実 施 要 項（案）

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の大学機関別認証評価は、大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するために行うものであり、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施します。

この自己評価実施要項は、機構が定める大学評価基準に基づき実施する大学機関別認証評価において、対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したものです。

本要項は、３つの章から構成されており、「第１章　評価の内容等」では、機構が実施する本評価の基本的な内容等を記載しています。

「第２章　自己評価の方法等」及び「第３章　自己評価書の作成及び提出方法」では、各対象大学が行う自己評価の具体的方法や自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記載しています。

各対象大学においては、本要項を基に適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

目　　次

第１章　評価の内容等 ---------- 1
　Ⅰ　評価の対象 ---------- 1
　Ⅱ　評価の内容 ---------- 1
　Ⅲ　実施時期 ---------- 1
　Ⅳ　自己評価のプロセス ---------- 2

第２章　自己評価の方法等 ---------- 3
　Ⅰ　目的の記載 ---------- 3
　　１　目的の意義 ---------- 3
　　２　目的と大学評価基準との関係 ---------- 3
　　３　目的の記載に当たっての留意事項 ---------- 3
　Ⅱ　基準１～10の自己評価 ---------- 4
　　１　基準ごとの自己評価のプロセス ---------- 4
　　２　観点ごとの分析 ---------- 4
　　３　優れた点及び改善を要する点の記述 ---------- 5

第３章　自己評価書の作成及び提出方法 ---------- 6
　Ⅰ　自己評価書の構成及び様式 ---------- 6
　　１　自己評価書の構成 ---------- 6
　　２　自己評価書の様式 ---------- 6
　Ⅱ　自己評価結果等の記述要領 ---------- 6
　　１　大学の現況及び特徴 ---------- 6
　　２　目的 ---------- 8
　　３　基準ごとの自己評価 ---------- 8
　　４　根拠となる資料・データ等の示し方 ---------- １１
　Ⅲ　自己評価書イメージ ---------- １２
　Ⅳ　自己評価書の提出方法 ---------- １３
　　１　提出方法 ---------- １３
　　２　提出締切及び提出先 ---------- １３
　　３　その他 ---------- １４

別　紙　１　大学機関別認証評価のスケジュール ---------- １５
別　紙　２　観点に対応する関係法令及び分析する際の留意点、根拠資料・
　　データ等例 ---------- １７
別　紙　３　大学現況票について ---------- ５９
別　紙　４　関係法令等適合チェックリストについて ---------- ７１
参考資料　評価報告書イメージ ---------- ７３

第１章　評価の内容等

Ⅰ　評価の対象

国・公・私立大学のうち、評価の申請のあった大学（以下「対象大学」という。）を対象として、評価を実施します。

Ⅱ　評価の内容

本評価は、各対象大学の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象にして、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が定める「大学評価基準」に基づいて実施します。大学評価基準は、10の「基準」で構成されています。

10の基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するためのものであり、基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

Ⅲ　実施時期

［評価実施の前年度］

５月～６月　大学機関別認証評価等に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会の実施

９月末　評価の申請受付締切
対象大学の自己評価担当者等に対する研修の実施

［評価実施年度］

６月末　対象大学からの自己評価書の提出締切

７月～　書面調査及び訪問調査の実施

１月末　評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象大学に通知

２月下旬　対象大学からの意見の申立ての受付締切

３月下旬　評価結果の確定及び公表

（注）評価全体のスケジュールは、**別紙１「大学機関別認証評価のスケジュール」（15頁）**に示すとおりです。

Ⅳ　自己評価のプロセス

本評価においては、対象大学が行う自己評価が重要な位置を占めています。

対象大学においては、機構が定める大学評価基準に基づき、自己評価を実施してください。

自己評価のプロセス

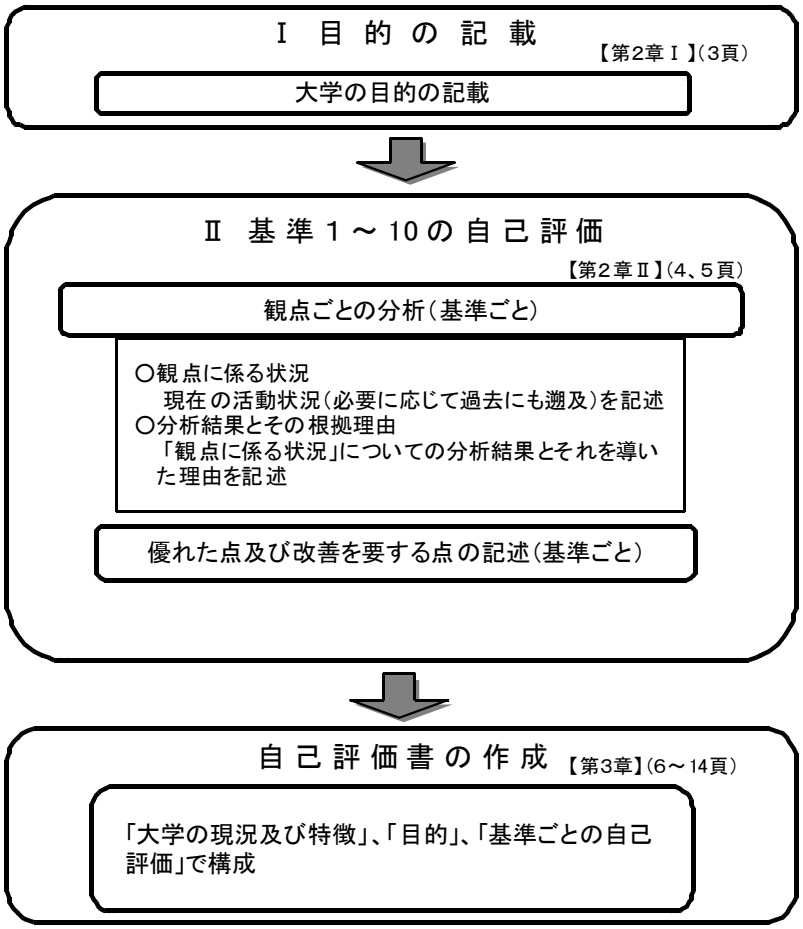

第２章　自己評価の方法等

Ⅰ　目的の記載

１　目的の意義

本評価における大学の「目的」とは、それぞれの大学の個性や特色を明示するものであり、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本的な方針、養成しようとしている人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

目的の記載に当たっては、このことを踏まえ、大学が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、大学の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

また、大学の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本的な方針、養成しようとしている人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等を定めている場合には、それを記載してください。

なお、大学の「目的」には、学則等に定めている学部、その学科等（大学院を有する大学においては研究科又はその専攻）ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が含まれます。

２　目的と大学評価基準との関係

大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。基準の内容は大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学が有する目的を踏まえて評価を行うよう配慮しています。

そのため、本評価の実施に当たっては、対象大学が目的を明示することが必要です。機構が評価を実施するに当たって、各基準において、この目的を踏まえることにより大学の個性や特色が評価に反映されることとなります。

３　目的の記載に当たっての留意事項

目的の記載に際しては、次のことに留意してください。

(1)　大学として期間を定めた目標等を有する場合

大学がその運営に関する期間を定めた目標等を有している場合には、その目標等の達成状況等を評価に反映させることも可能です。その際には、その目標等の基本的な内容を目的として位置付け、記載することが必要です。

(2)　学部・研究科等ごとの目的の記載に当たって

学部・研究科等ごとの目的の記載に当たって、学士課程、大学院課程（専門職学位課程を含む。）ごとに共通の目的がある場合には、まず課程共通の目的を記載した上で、学部・研究科等ごとに目的を記載してください。（学部において学科・課程ごとに目的がある場合や、研究科において専攻ごとに目的がある場合も、同様に記載してください。）

Ⅱ　基準１～10の自己評価

１　基準ごとの自己評価のプロセス

(1)　基準ごとの自己評価は、大学評価基準に示された１～10の基準ごとに、①「観点ごとの分析」、②「優れた点及び改善を要する点の記述」の流れで行います。

なお、自己評価では基準を満たしているかどうかの判断を行う必要はありませんが、機構における評価では、基準ごとに、大学の目的を踏まえて基準を満たしているかどうかの判断を行います。

(2)　機構における評価では、基準を満たしているかどうかの判断は、基準における全ての観点の分析状況を総合して行いますので、一部に「問題がある」と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません。

２　観点ごとの分析

(1)　基準ごとの自己評価を実施する際には、まず、基準に対応して示された基本的な観点に従って大学の教育研究活動等を分析する必要があります。基本的な観点は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、全ての基本的な観点に係る状況の分析を行ってください。（ただし、「・・・の場合」といった条件が付されている基本的な観点について、これに該当しない場合には分析を行う必要はありません。また、その際には「該当なし」と記述してください。）

なお、基本的な観点に係る状況の分析が不十分なために、機構の評価において当該基準を満たしているかどうかの判断ができない場合には、その基本的な観点の状況の分析の補充を求めることがあります。

(2)　基本的な観点のほかにも、大学の状況や目的に応じて独自の観点の設定が必要と考えられる場合があります。こうした場合には、各基準に対応した、独自の観点を適切に盛り込んでください。

なお、基準１～10以外に、独自の基準を設定することはできません。

(3)　基本的な観点及び大学が独自に設定した観点の分析に当たっては、観点ごとに、「観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください。

①　「観点に係る状況」については、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価が可能な現在の状況を記述してください。この際、取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述してください。

（記述が具体的ではない例）

・学生による授業評価の結果を踏まえて、授業改善を実施している。
・評価結果を改善に活かしている。
・活発に活動している。
・多くの成果を上げている。
・高く評価されている。
・学生の満足度が高い。

また、当該観点の状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じて適切に記述してください。

なお、各観点に関して、大学がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。また、それにより対象大学の個性や特色を表すことができます。

② 「分析結果とその根拠理由」は、「観点に係る状況」についての分析結果（自己評価による分析結果）を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を、「観点に係る状況」に記載した取組や活動の内容等の客観的事実を示しつつ記述してください。

(4) **別紙２「観点に対応する関係法令及び分析する際の留意点、根拠となる資料・データ等例」（17～58頁）**には、基本的な観点に対応する関係法令や分析の際の留意点のほか、自己評価の根拠として必要と考えられる資料･データ等を例示してありますので、大学の特性や状況等を踏まえつつ、適宜参考にしてください。また、このほか、大学の目的や状況等に応じて、独自の資料・データ等を利用することも可能です。

(5) 前記(4)の自己評価の根拠となる資料・データ等に加え、**別紙３「大学現況票について」（59～69頁）**に基づき「大学現況票」（「平均入学定員充足率計算表」を含む。）を作成し、自己評価の際には、それらを根拠となる資料・データ等の１つとして用いつつ、分析を行ってください。

(6) 観点ごとの分析に当たっては、大学全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点の性格・内容により、学部・研究科等ごとの状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。

また、基準５以外の基準において、観点の性格・内容により、課程別（学士課程・大学院課程（専門職学位課程を含む。）の別）に分析が必要な場合には、大学全体としての状況の分析を行い記述した上で、課程別に「観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください。

なお、観点を分析するに当たっては、**別紙４「関係法令等適合チェックリストについて」（71～72頁）**を参照し、各法令への適合状況を確認した上で、その法令に適合していることが確認できる根拠（自己評価書における資料名、資料番号等）を示してください。

３ 優れた点及び改善を要する点の記述

基準ごとに、観点の分析の中から目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出し、箇条書きにて記述してください。なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述してください。

第３章　自己評価書の作成及び提出方法

Ⅰ　自己評価書の構成及び様式

１　自己評価書の構成

自己評価書の構成については、**「Ⅲ　自己評価書イメージ」(12頁)**を参照してください。

２　自己評価書の様式

自己評価書は、下記及び「Ⅱ　自己評価結果等の記述要領」に沿って、作成してください。自己評価書様式ファイルは、機構のウェブサイト（http://www.niad.ac.jp）に、MS-Word版を用意していますので、ダウンロードしてください。

(1)　自己評価書は、Ａ４縦長・横書きで作成してください。
(2)　原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用してください。
(3)　「大学の現況及び特徴」のページ以降、中央下に通し番号を付けてください。
(4)　各ページの右上に大学名を記述してください。(表紙を除く。)
(5)　「基準ごとの自己評価」のページには、各ページの右上に(4)の大学名に加え、基準の番号を記述してください。

Ⅱ　自己評価結果等の記述要領

１　大学の現況及び特徴

大学の現況及び特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって**2,000字（横25字×縦40行×２段）以内**で簡潔に記述してください。なお、フォントは**明朝体９ポイント**を使用してください。

(1) 現況

① 大学名

大学の名称を記述してください。

② 所在地

大学の本部の所在地とし、都道府県、市町村名まで記述してください。（東京特別区の場合は区名まで記述してください。）

③ 学部等の構成

設置されている学部・研究科、附置研究所等を、全て記述してください。

④ 学生数及び教員数

評価実施年度の５月１日現在における、学部・研究科等の学生数及び教員数を記述してください。ただし、教員数については、休職や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、准教授、講師、助教）及び助手の現員数を記述してください。

(2) 特徴

大学の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、大学の特徴が表れるように記述してください。

○○大学

Ⅰ　大学の現況及び特徴

１　現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(１)大学名　　○○大学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(２)所在地　　○○県○○市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(３)学部等の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学部：○○学部、○○学部、○○学部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

研究科：○○研究科、○○研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

附置研究所：○○研究所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

関連施設：○○センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(４)学生数及び教員数(平成○年５月１日現在) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学生数：学部○○人、大学院○○人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

専任教員数：○○人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

助手数：○○人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２　特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

－1－

２　目的

(1)　第２章の「Ⅰ　目的の記載」を踏まえ、大学の目的を**4,000字（横50字×縦40行×２ページ）以内**で記載し、フォントは**明朝体９ポイント**を使用してください。
　なお、学部・研究科等ごとの目的を別紙として作成する場合は、別添の資料・データ等としてください。この場合は、字数制限外とします。

(2)　記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

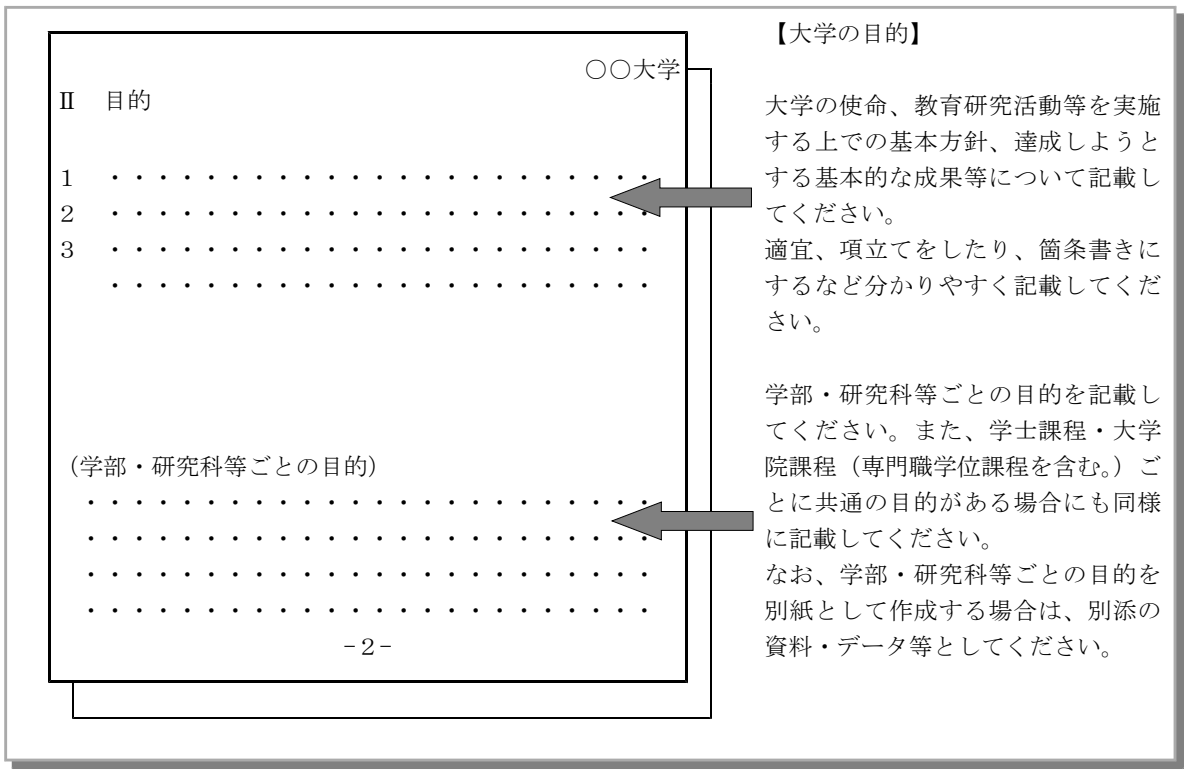

３　基準ごとの自己評価

第２章の「Ⅱ　基準１～10の自己評価」を踏まえ、基準の「観点ごとの分析」を全体として**70,000字以内**で記述し、フォントは**明朝体10.5ポイント**を使用してください。
なお、各基準の「優れた点及び改善を要する点」及び根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。また、記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください。

○○大学　基準１

Ⅲ　基準ごとの自己評価

基準１　大学の目的

（1）観点ごとの分析

観点１－１－①：　大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】・・

「データ名」

（出典・・・・・Ｐ○）

【分析結果とその根拠理由】・・・

⋮

⋮

観点１－１－②：　大学院を有する大学においては、・・・・・・・・・

観点１－１－③：　○○○。

【観点に係る状況】・・・

【分析結果とその根拠理由】・・・

⋮

⋮

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【改善を要する点】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-○-

（記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください。）

自己評価書様式ファイルに記載されています。

目的との関連を踏まえ、取組や活動の内容等について、当該観点の状況が明確になるよう客観的事実を記述してください。

根拠となる資料・データ等は、状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください。（データ名、出典を必ず明記してください。）

分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を記述してください。

以下、同様に、当該基準に係る観点について分析してください。

独自の観点を設定した場合は、基準の内容に対応することが分かるように追加する丸付き番号とアンダーラインを付し、独自の観点の内容を記述してください。

基準ごとに、観点の分析の中から、目的を踏まえて特に重要と思われる点を抽出して、箇条書きで記述してください。
抽出する点がない場合は「該当なし」と記述してください。

○○大学　基準２

基準２　教育研究組織

（１）観点ごとの分析

観点２－１－①：　学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・

「データ名」
（出典・・・・・Ｐ○）

【分析結果とその根拠理由】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
⋮

観点２－１－④：　専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

⋮

「・・・の場合」といった条件が付されている基本的な観点に該当しない場合には分析の必要はなく、「該当なし」と記述してください。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【改善を要する点】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-○-

以下、同様に基準10までの自己評価結果を記述してください。

（記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください。）

４　根拠となる資料・データ等の示し方

(1)　資料・データ等は、原則として、「観点に係る状況」の本文中に記述した状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください。（コピーの貼付や差込でも構いません。）その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることがないよう、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。
　なお、自己評価書（下記(2)により別添で提出された資料・データ等を除く。）は、機構のウェブサイトに掲載しますので、特に不開示情報や著作物等について留意が必要です。

(2)　本文中に記載することで読みにくくなる場合、又は不開示情報や著作物等公表にふさわしくない場合には、別添として記載してください。この場合においても、自己評価書に記載している内容を確認するのに必要な箇所のコピー等を別添とするなど、必要最小限としてください。

(3)　本文中又は別添の資料・データ等には、その名称や出典（該当ページ番号を含めて）を必ず明記してください。また、ウェブサイトのＵＲＬを引用する場合には、該当箇所に直接アクセスできるＵＲＬを明記してください。

(4)　資料・データ等の記載に際し、縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるようにしてください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。

(5)　資料・データ等には、対象大学で作成した自己点検・評価報告書や外部検証（評価）報告書の該当部分等も活用できます。

(6)　機構の評価に当たり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。

(7)　資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。

(8)　**別紙２「観点に対応する関係法令及び分析する際の留意点、根拠となる資料・データ等例」（17～58頁）**に、自己評価の根拠として必要と考えられる資料・データ等の例示を掲載しましたので、適宜参考にしてください。

(9)　自己評価の根拠となる資料・データ等として、**別紙３「大学現況票について」（59～69頁）**に基づき、「大学現況票」（「平均入学定員充足率計算表」を含む。）を作成してください。

Ⅲ　自己評価書イメージ

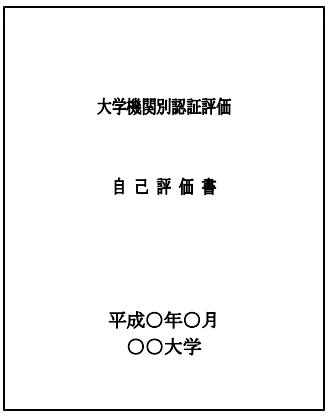
大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成○年○月
○○大学

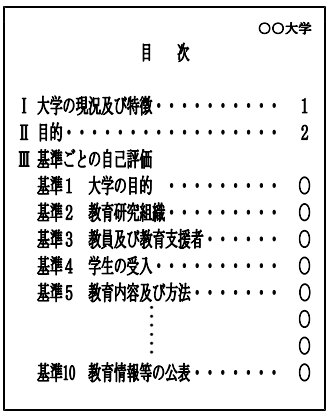
○○大学

目　次

Ⅰ 大学の現況及び特徴・・・・・・・・・・ 1
Ⅱ 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
Ⅲ 基準ごとの自己評価
　基準1　大学の目的 ・・・・・・・・・ ○
　基準2　教育研究組織・・・・・・・・・ ○
　基準3　教員及び教育支援者・・・・・・ ○
　基準4　学生の受入・・・・・・・・・・ ○
　基準5　教育内容及び方法・・・・・・・ ○
　　・
　　・
　　・ ○
　基準10　教育情報等の公表・・・・・・・ ○

○○大学

Ⅰ 大学の現況及び特徴

1　現況　　2　特徴
(1) 大学名　　・・・・・・・・
(2) 所在地　　・・・・・・・・
(3) 学部等の構成　・・・・・・・・
・・・・・・・・・　・・・・・・・・
・・・・・・・・・　・・・・・・・・
・・・・・・・・・　・・・・・・・・
(4) 学生数及び教員数　・・・・・・・・
・・・・・・・・・　・・・・・・・・
・・・・・・・・・　・・・・・・・・
・・・・・・・・・　・・・・・・・・

-1-

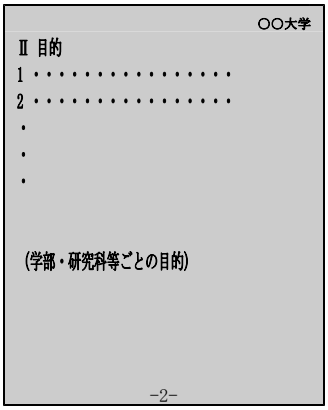
○○大学

Ⅱ 目的

1・・・・・・・・・・・・・・・・
2・・・・・・・・・・・・・・・・
・
・
・

(学部・研究科等ごとの目的)

-2-

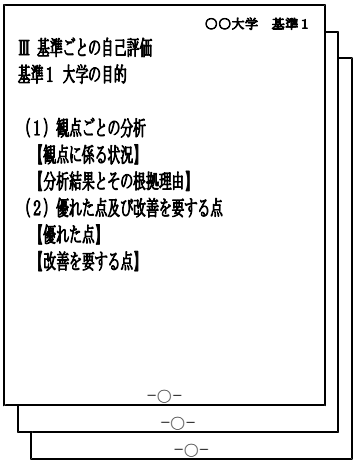
○○大学　基準1

Ⅲ 基準ごとの自己評価
基準1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析
【観点に係る状況】
【分析結果とその根拠理由】
(2) 優れた点及び改善を要する点
【優れた点】
【改善を要する点】

-○-

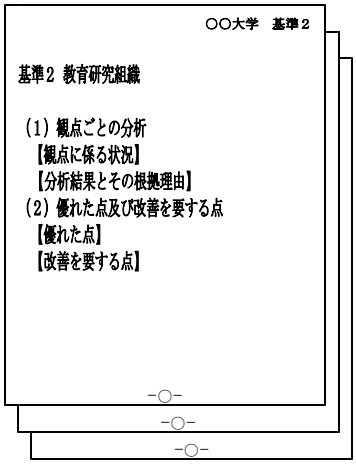
○○大学　基準2

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析
【観点に係る状況】
【分析結果とその根拠理由】
(2) 優れた点及び改善を要する点
【優れた点】
【改善を要する点】

-○-

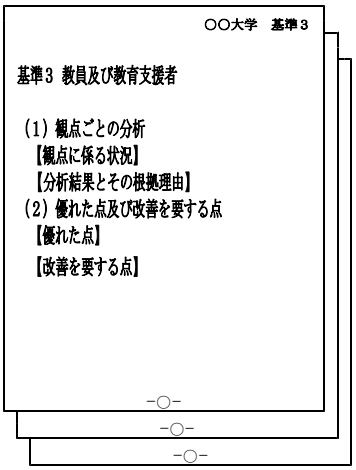
○○大学　基準3

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析
【観点に係る状況】
【分析結果とその根拠理由】
(2) 優れた点及び改善を要する点
【優れた点】
【改善を要する点】

-○-

・・・・・・・・・・・・・・・・

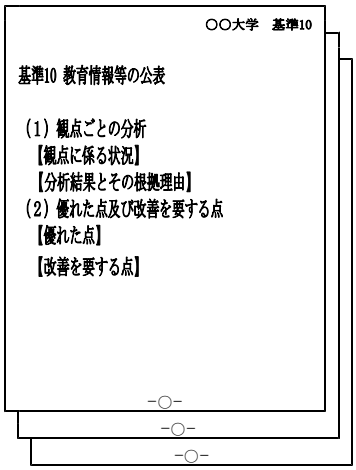
○○大学　基準10

基準10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析
【観点に係る状況】
【分析結果とその根拠理由】
(2) 優れた点及び改善を要する点
【優れた点】
【改善を要する点】

-○-

注）　　は、評価報告書に原則として原文のまま転載します。

Ⅳ　自己評価書の提出方法

１　提出方法

(1)　自己評価書について

大学機関別認証評価に係る自己評価書は、紙媒体を20部、電子媒体（MS-Word版）を１部提出してください。紙媒体の自己評価書については、両面印刷とし、表紙の裏面は白紙にしてください。

(2)　自己評価の根拠となる資料・データ等について

①　根拠となる資料・データ等を別添とする場合には、当該別添資料を20部提出してください。

②　大学現況票（「平均入学定員充足率計算表」を含む。）及び関係法令等適合チェックリストは、当該別添とする資料・データ等とは別に、紙媒体（両面印刷）を20部、電子媒体（MS-Word、Excel版）を１部提出してください。

注）自己評価書、大学現況票等の電子媒体の作成方法について

①　電子データを保存した、CD-R、DVD-R、USBメモリーのいずれかを提出してください。提出に際しては、CD-R等に大学名をラベル等で貼付してください。また、複数に分けて提出する場合は、大学名とともに保存ファイル名（自己評価書、大学現況票等）についてもラベル等でそれぞれに貼付してください。

②　電子媒体を提出する際には、次の点に注意してください。

・外字は使用しないでください。

・漢字コードは、原則としてJIS第１、第２水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。

（例）単位記号、省略文字、囲み数字等

・人名等でJIS第１、第２水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。

(3)　別冊資料について

上記(2)のほか、評価実施年度における最新の資料を以下のとおり提出してください。なお、自己評価書提出時において更新版を作成中の場合は、完成次第提出してください。

・大学、大学院等の概要が記載されているもの（大学概要等）　２０部

・入学志願者や高等学校等に大学等を紹介するためのもの（大学案内等）　２０部

・教育内容、履修方法等を学生に周知するもの（学生便覧、ガイドブック等）　２部

・シラバス、時間割　２部

・大学規則集　２部

※規則集を作成していない場合は学則、大学院学則、学位規程、学部規程、研究科規程等を提出してください。

２　提出締切及び提出先

(1)　提出締切　　評価実施年度の６月30日必着

６月30日が土日に当たる場合は直前の金曜日必着

(2)　提 出 先　　〒187－8587　東京都小平市学園西町１－29－１

独立行政法人大学評価・学位授与機構

評価事業部

(3)　封筒の表面の左側部に「大学機関別認証評価自己評価書在中」と朱書きで表示してください。

３　その他

(1)　提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。

(2)　評価報告書に原則として原文のまま掲載される「大学の現況及び特徴」、「目的」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

別紙１

大学機関別認証評価のスケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。

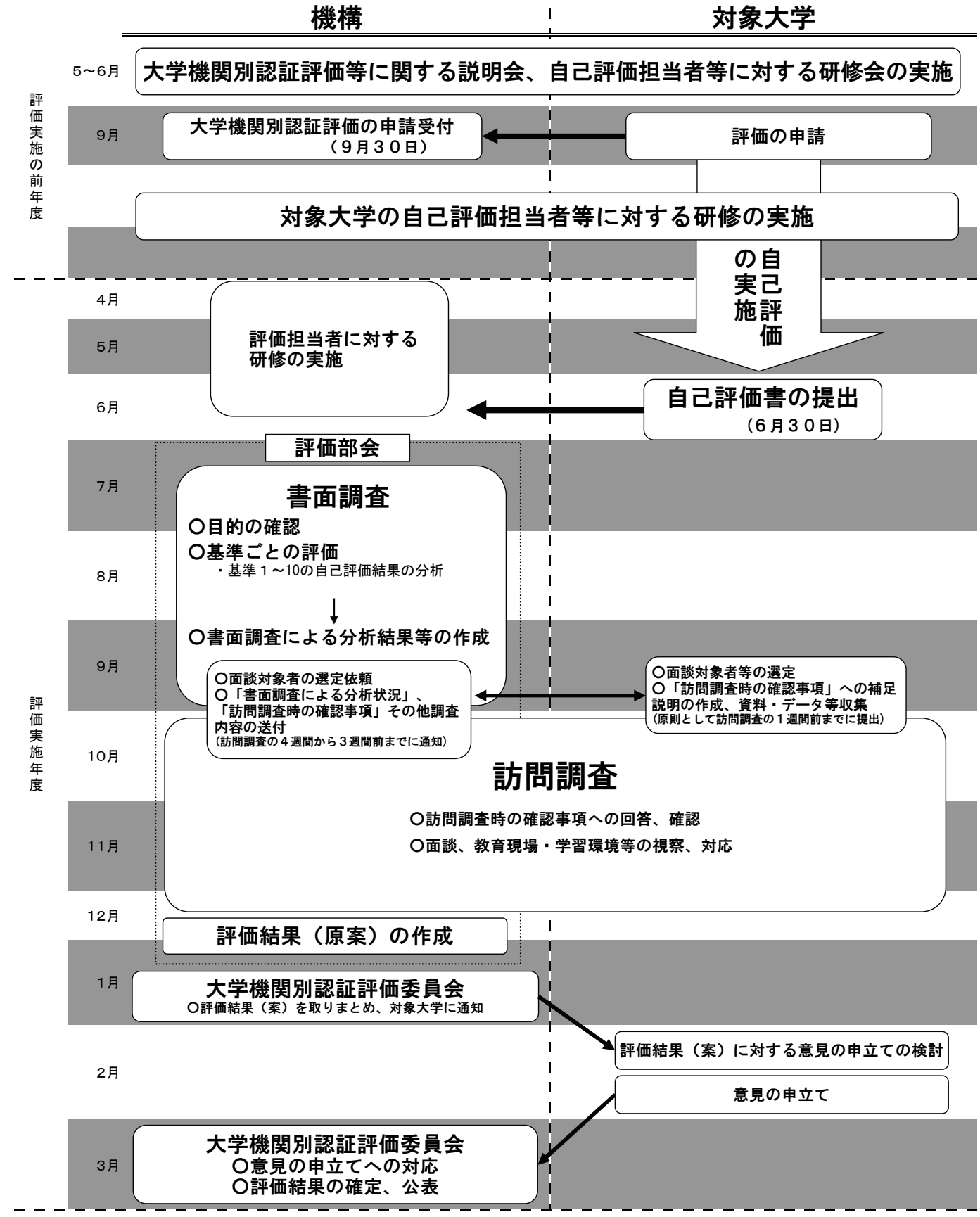

別紙２

観点に対応する関係法令及び分析する際の留意点、根拠資料・データ等例

ここには、基本的な観点に対応する関係法令及び観点を分析する際の留意点を掲載するとともに、分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してあります。なお、必要と考えられる資料・データ等については、機構が必須と定めるものを除き、あくまでも例示であり、必ずしも記載された資料・データ等の全てを要求するものではありません。各対象大学の目的や状況等に応じた資料・データ等を用意してください。

また、**別紙３「大学現況票について」（59～69頁）**に従って「大学現況票」（「平均入学定員充足率計算表」を含む。）を作成し、提出してください。

基準１　大学の目的

１－１　大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

１－１－①　大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【関係法令等】
- 学校教育法第83条（目的）
- 大学設置基準第２条（教育研究上の目的）、第40条の４（大学等の名称）

【留意点】
- ○　目的とは、「大学の使命、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、及び養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等」をいう。各大学が持つ設立の趣旨、理念、歴史、環境条件等を踏まえ、社会の中で果たそうとする役割や機能、個性や特色を明確にした上で、その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要。
- ○　大学の目的のほか、学部、学科又は課程（大学の教育研究上の基本組織）等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、学則、学部規則又は学科規則等の適切な形式により定められていることが必要。
- ○　「大学一般に求められる目的に適合しているか」については、目的そのものが学校教育法に規定された目的に適合しているかを分析。
- ○　大学の目的以外に、中期目標、中期計画等、大学がその運営に関する期間を定めた目標等を有している場合には、その内容を示すことも可能。

【根拠となる資料・データ等例】
- 学則等の該当箇所
- 大学の理念、憲章等

１－１－②　大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【関係法令等】

・学校教育法第99条（大学院及び専門職大学院の目的）
・大学院設置基準第１条の２（教育研究上の目的）、第22条の４（研究科等の名称）
・専門職大学院設置基準第35条（その他の基準）

【留意点】
○　大学院の目的のほか、研究科又は専攻（大学院の教育研究上の基本組織）等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則、大学院規則、研究科規則又は専攻規則等の適切な形式により定められていることが必要。
○　「大学院一般に求められる目的に適合しているか」については、目的そのものが学校教育法に規定された目的に適合しているかを分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学則等の該当箇所
・大学の理念、憲章等

基準２　教育研究組織

２－１　教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

２－１－①　学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【関係法令等】
・学校教育法第85条（学部）、第86条（夜間において授業を行う学部）
・大学設置基準第３条（学部）、第４条（学科）、第５条（課程）、第６条（学部以外の基本組織）、第50条（外国に設ける組織）

【留意点】
○　学部及びその学科等の構成（組織、規模内容等）が、学士課程における教育研究の目的と整合性がとれているかを分析。
○　構成の分析に当たっては、学部及び学科等の種類とその概要を明示。

【根拠となる資料・データ等例】
・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕

２－１－②　教養教育の体制が適切に整備されているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）

【留意点】
○　教養教育の体制について、組織の役割や構成、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて、整備状況を分析。
○　２以上のキャンパスで教養教育を実施する大学にあっては、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を分析。
●　この観点においては、教養教育の実施体制について分析。教養教育の具体的内容については、基準５で分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・教養教育の実施体制（組織・規模内容等）が確認できる資料、構成図等
・教養教育を実施するための責任体制（全学共通教育委員会等）が確認できる資料、組織規則等
・教養教育の実施体制に関する検討状況が確認できる資料、具体的な検討事例等

２－１－③　研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【関係法令等】
・学校教育法第100条（研究科）、第101条（夜間又は通信による研究科）、第103条（大学院のみを置く大学）
・大学院設置基準第２条（大学院の課程）、第２条の２（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）、第３条（修士課程）、第４条（博士課程）、第５条（研究科）、第６条（専攻）、第７条（研究科と学部等の関係）、第７条の２（複数の大学が

協力して教育研究を行う研究科)、第７条の３（研究科以外の基本組織)、第23条（独立大学院)、第23条の２、第36条（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例)、第37条（外国に設ける組織）
・専門職大学院設置基準第２条（専門職学位課程)、第18条（法科大学院の課程)、第26条（教職大学院の課程)、第35条（その他の基準）

【留意点】
○　研究科及びその専攻、課程等の構成（組織、規模内容等）が、大学院課程における教育研究の目的と整合性がとれているかを分析。
○　構成の分析に当たっては、研究科及び専攻、課程等の種類とその概要を明示。
○　研究科及び専攻を組織するに当たって、当該大学の附置研究所等、又は他の大学院や研究機関等が協力して実施している場合には、その連携体制や協力体制を分析。
○　専門職学位課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕

２－１－④　専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【関係法令等】
・学校教育法第91条（専攻科及び別科）

【留意点】
○　専攻科、別科の構成（組織、規模内容等）が、大学の目的と整合性がとれているかを分析。
○　構成の分析に当たっては、専攻科、別科の種類とその概要を明示。

【根拠となる資料・データ等例】
・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕

２－１－⑤　附属施設､センター等が､教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第39条（附属施設）

【留意点】
○　附属施設、センター等の種類とその概要等を用いて、その役割を分析。
○　実質的な教育活動（大学院課程における研究指導を含む。）が確認できる資料やデータ等を用いて、機能状況を分析。
○　特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等を分析。
●　この観点では、教育活動（大学院課程における研究指導を含む。）を直接担う附属施設、センター等を分析。附属施設、センター等の主たる目的が教育活動に係る支援（例えば、入学支援、学習支援や生活支援等）である場合は、基準４や基準７等の該当する基準において分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・附属施設、センター等の目的や役割が確認できる資料
・教育研究組織の一部としての附属施設、センター等の具体的な教育活動等への寄与が確認できる資料

２－２　教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

２－２－①　教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
　また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【関係法令等】
・学校教育法第93条（教授会）
・学校教育法施行規則第143条、第144条

【留意点】
〈教授会等の分析に関する留意点〉
○　教授会等とは、教授会（代議委員会を含む。）のほか、例えば、国立大学法人の教育研究評議会及び公立大学法人の教育研究審議機関を言う。
○　教授会等について、組織の役割（審議事項）や構成、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等（代議員会を設置している場合は、構成員や権限委任事項等）が確認できる資料・データを用いて、整備状況を分析。
○　実質的な活動状況等が確認できる資料・データを用いて、機能状況を分析。会議開催回数も１つの側面であるが、具体的な審議内容等により実質的な活動が行われているかを分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

〈教務委員会等の分析に関する留意点〉
○　「適切な構成」については、体制の整備状況（組織の役割や構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）の視点から分析。
○　実質的な活動の状況、改善に向けた検討状況等が確認できる資料・データを用いて、機能状況を分析。会議開催回数も１つの側面であるが、具体的な審議内容等により実質的な活動が行われているかを分析。
○　大学院において教務委員会等を組織している場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・教授会等の組織構成図、運営規則等
・教授会等の審議状況が確認できる資料、具体的な審議事例等
・教務委員会等の組織構成図、運営規則等
・教務委員会等の審議状況が確認できる資料、具体的な検討事例等

基準３　教員及び教育支援者

３－１　教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

３－１－①　教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第７条（教員組織）
・大学院設置基準第８条（教員組織）
・専門職大学院設置基準第４条（教員組織）、第35条（その他の基準）

【留意点】
○　教員の所属する教員組織（学部等、あるいは研究科等）及び学部・研究科の兼務の状況について分析。その際、所属教員組織とは異なる教育実施組織（教育部や学府と称される組織）を編成している場合には、両者間の関係についても分析。
○　大学の附置研究所等、又は他の大学院や研究機関等が協力（連携大学院、連合大学院等）して大学院教育を実施している場合には、研究科又は専攻の教員組織編制についての連携体制、協力体制を分析。
○　学部と大学院が異なる教員組織編制を有する場合は、各々の組織を分析。
○　それぞれの教員組織における責任体制（学部であれば学部長、学科であれば学科長あるいは学科主任等）について分析。
○　この観点では、教育研究上の基本組織の編成についてのみ分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学部・学科や研究科・専攻等ごとの教員組織編制が確認できる資料（教員組織体制、責任体制等）

３－１－②　学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第７条（教員組織）、第10条（授業科目の担当）、第12条（専任教員）、第13条（専任教員数）、第31条（科目等履修生等）、第46条（共同学科に係る専任教員数）、第53条（段階的整備）、別表第一（学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数）、別表第二（大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数）
・大学通信教育設置基準第９条（専任教員数）
・平成16年12月15日文部科学省告示第175号（大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係の学部に係る専任教員について定める件）
・平成15年３月31日文部科学省告示第44号（大学設置基準第53条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）

【留意点】
○　大学の目的に照らして、必要な教員が（質、量の両面において）確保されているかを分析。助手や非常勤講師等の配置状況を分析。
○　教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況を分析。
○　大学の目的に照らした必要性という視点とともに、関連法令における基準があることから、法令に適合しているかを分析。
○　法令に適合しているかという視点では、専任教員数を提示するだけでなく、大学設置基準第13条の別表第一、別表第二及び各別表の備考、薬学関係の学部に係る専任教員（平成16年12月15日文部科学省告示第175号）との整合性について分析。

○　授業を担当しない教員は、専任教員数に含めない。

【根拠となる資料・データ等例】
・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕
・教育上主要と認める授業科目の担当状況、常勤と非常勤のバランス等が確認できる資料・データ
・薬学関係の学部における実務の経験を有する専任教員の実務経験を確認できる資料

３－１－③　大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第８条（教員組織）、第９条、第９条の２（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）、第15条（大学設置基準の準用）、第27条（通信教育を併せ行う場合の教員組織）、第38条（段階的整備）
・専門職大学院設置基準第４条（教員組織）、第５条、第35条（その他の基準）、附則第２項
・平成11年９月14日文部省告示第175号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）、第176号（大学院の研究科における一個の専攻当たりの入学定員の一定規模数を専門分野ごとに定める件）
・平成15年３月31日文部科学省告示第50号(大学院設置基準第38条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)
・平成15年３月31日文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

【留意点】
○　大学院課程の目的に照らして、必要な教員が（質、量の両面において）確保されているかを分析。
○　大学院課程の目的に照らした必要性という視点とともに、関連法令における基準があることから、法令に適合しているかを分析。
○　法令に適合しているかという視点では、
・　専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導教員数、研究指導補助教員数を課程別、職位別に提示するだけでなく、大学院設置基準第９条及び第９条の２、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数（平成11年９月14日文部省告示第175号)、大学院の研究科における一個の専攻当たりの入学定員の一定規模数を専門分野ごとに定める件（平成11年９月14日文部省告示第176号)
・　専門職学位課程においては、専門職大学院設置基準第５条、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年３月31日文部科学省告示第53号）第１条及び第２条
との適合性について分析。
○　平成25年度までは専門職学位課程の専任教員の一部を学士課程及び大学院課程（修士課程又は博士前期課程）の専任教員の数に算入することができるものとされており、該当がある場合は、これら教員の算入状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕
・授業科目と研究指導の担当状況、常勤と非常勤のバランス等が確認できる資料・データ

〈専門職学位課程の分析に関する資料・データ等例〉
・実務家教員の実務経験が確認できる資料

・みなし専任教員の授業担当状況、組織運営面への参画状況等が確認できる資料

３－１－④　大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第７条第３項（教員組織）
・大学院設置基準第８条第５項（教員組織）
・専門職大学院設置基準第35条（その他の基準）

【留意点】
○　大学の目的や状況に応じ、教員組織の活動をより活性化させるための適切な措置が講じられているかに加えて、その実績を分析。
○　例えば、年齢のバランスへの配慮、性別のバランスへの配慮（女性教員の採用に関する数値目標の設定、出産・育児等と教育研究の両立を可能とする制度・体制の整備等)、外国人教員の確保、公募制、任期制、テニュア制度（終身在職権)、サバティカル制度（教員研究休暇制度（海外派遣制度を含む。））や優秀教員評価制度の導入等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、大学の目的や規模・特色等に照らして、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているかを分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が確認できる資料
・教員の年齢分布や性別の割合が確認できる資料
・女性教員の採用に関する数値目標の設定、出産・育児等と教育研究の両立を可能とする制度・体制を整備している場合は、これらが確認できる資料
・外国人教員や実務家教員の確保がなされている場合には、その任用状況
・公募制、任期制、テニュア制度、サバティカル制度を導入している場合には、その概要及び実施状況
・優秀教員評価制度を導入している場合には、その概要及び実施状況

３－２　教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

３－２－①　教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【関係法令等】
・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）
・大学設置基準第14条（教授の資格)、第15条（准教授の資格)、第16条（講師の資格)、第16条の２（助教の資格)、第17条（助手の資格）
・大学院設置基準第９条
・専門職大学院設置基準第５条

【留意点】
○　「適切な運用」という点に関しては、教員の採用や昇格等に際し、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、大学院課程においては、教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）の評価をどのように実施しているかを含めて分析。
○　根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するも

のなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

【根拠となる資料・データ等例】
・教員の採用基準、昇格基準、教員選考規則等
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料

３－２－②　教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【留意点】
○　教員の「教育」及び「研究」活動に関する評価が継続的（定期的）に行われているかを分析。いわゆる、業績評価（一般的には、「教育」、「研究」、「管理運営」、「社会貢献」の４領域についての評価）が実施されている場合は、その分析で可。
○　評価結果を、個々の教員の処遇や教育・研究費配分等に反映させている場合には、その状況を分析。
○　根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

【根拠となる資料・データ等例】
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規則、実施要項、業績評価結果の報告書等）

３－３　教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

３－３－①　教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、ＴＡ等の教育補助者の活用が図られているか。

【関係法令等】
・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第114条（準用規定）
・大学設置基準第10条第２項（授業科目の担当）、第38条第３項（図書等の資料及び図書館）、第42条（厚生補導の組織）

【留意点】
○　教育課程を展開する上で（大学の目的等に照らして）必要な教務関係や厚生補導等を担う事務職員、教育活動の支援や補助等を行う技術職員、図書館の司書職員等の配置状況を分析。
○　演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置、ＴＡ等の教育補助者の配置状況及び活用状況を分析。
●　総務、経理等の事務職員はこの観点における分析に含めず、基準９において分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕
・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料
・教育活動に関わる技術職員、図書館の司書職員等の配置状況が確認できる資料
・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やＴＡ等の配置状況、活用状況が確認できる資料

基準４　学生の受入

４－１　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

４－１－①　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【留意点】
○　入学者受入方針では、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を示すことが必要。
○　「求める学生像」においては、入学に際し必要な基礎学力についての記述が望ましい。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・入学者受入方針が確認できる資料

４－１－②　入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【関係法令等】
・学校教育法第90条（入学資格）、第102条（大学院の入学資格）
・学校教育法施行規則第150条、第151条、第153条、第154条、第155条第１項、第156条、第159条、第160条
・専門職大学院設置基準第19条（法科大学院の入学者選抜）、第20条
・平成15年３月31日文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）
・その他各種文部科学省告示

【留意点】
○　「適切な学生の受入方法が採用されているか」については、入学者選抜の基本方針に沿って、適切な入学者選抜の方法（一般選抜、特別選抜、学力検査、面接等）を採用しているかを分析。
○　特に、推薦入試やＡＯ入試等の特別選抜を実施している場合は、学生の受入方法が入学者受入方針に沿っているかを分析。
○　秋期入学（10月等）を実施している場合は、その実施状況を分析。
○　留学生、社会人、編入学生についても同様に分析。なお、これらの学生について、入学者受入方針を別に定めている場合には、それに基づいて分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・入学者選抜要項
・入学試験実施状況
・面接要領
・留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項
・留学生、社会人、編入学生のための入学試験実施状況
・留学生、社会人、編入学生のための面接要領

４－１－③　入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第２条の２（入学者選抜）
・大学院設置基準第１条の３（入学者選抜）

【留意点】
○　「適切な実施体制」については、体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）の視点から分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・入学者選抜の実施体制及び実施状況が確認できる資料
・入試委員会等の実施組織が確認できる資料
・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等

４－１－④　入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】
○　検証するための組織、取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況が確認できる資料・データを用いて分析。
○　検証の結果を入学者選抜の改善にどのような形で反映させたかについて、それが確認できる具体的改善事例を用いて分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料
・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等

４－２　実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

４－２－①　実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第18条（収容定員）
・大学院設置基準第10条（収容定員）
・専門職大学院設置基準第35条（その他の基準）
・平成15年３月31日文部科学省告示第45号（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準）

【留意点】
○　実入学者数等については、「平均入学定員充足率計算表」を用いて過去５年間のデータを分析。
○　分析は、学部の学科又は研究科の専攻のほか、学部単位その他の組織単位で学生募集を行っている場合には、その組織単位とする。
○　実入学者数には、秋期入学者のほか、入学定員の枠外で文部科学省等から特別措置がなされている国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。
○　実入学者数が入学定員を「大幅に超える、又は大幅に下回る」状況とは、学生募集を行う組織単位ごとの過去５年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の状態をいう。
○　実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合には、その適正化を図る取組がなされているかを分析。

○　専攻科、別科を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・「大学現況票」別紙様式（「平均入学定員充足率計算表」を含む。）〔提出必須〕
・実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっている場合、入学定員と実入学者数との関係の改善を図った具体的事例等

基準５　教育内容及び方法

＜学士課程＞

５－１　教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

５－１－①　教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）、第43条（共同教育課程の編成）

【留意点】
○　教育課程の編成・実施方針とは、教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめたものをいう。
○　教育課程の編成・実施方針という名称を用いることにこだわるものではなく、明確に定められているかを分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・教育課程の編成・実施方針が確認できる資料

５－１－②　教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）、第20条（教育課程の編成方法）、第43条（共同教育課程の編成）

【留意点】
○　教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育の目的や授与される学位に照らして、それにふさわしい教育の効果が見込める教育課程（履修モデルやコースツリー等を含む。）、授業科目、授業内容となっているかを分析。
○　例えば、初年時教育の実施、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当やコース・ナンバリング等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、教育課程の編成・実施方針に基づいて、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されているかを分析。
○　根拠となる資料・データについては、網羅的に示すのではなく、自己評価をする上で必要と考えられるものを大学の判断によって提示。

【根拠となる資料・データ等例】
・授業科目の開設状況（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
・授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が確認できる資料等の該当箇所
・授業時間割
・履修モデル、コースツリー、コース・ナンバリング等

５－１－③　教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第28条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第29

条（大学以外の教育施設等における学修）、第30条（入学前の既修得単位等の認定）、第30条の２（長期にわたる教育課程の履修）、第42条の２（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）
・大学通信教育設置基準第７条（大学以外の教育施設等における学修）
・平成３年６月５日文部省告示第68号（大学設置基準第29条第１項の規定により、大学が単位を与えることができる学修を定める件）

【留意点】
○　学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対して、大学としてどのように捉え、教育課程の編成や授業科目の内容に配慮しているかを、取組等の状況が確認できる資料・データを用いて分析。
○　例えば、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための配慮、授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、インターンシップによる単位認定、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成又は授業科目の内容に配慮しているかを分析。
○　根拠となる資料・データについては、網羅的に示すのではなく、自己評価する上で必要と考えられるものを大学の判断によって提示。

【根拠となる資料・データ等例】
・教育課程の編成又は授業科目の内容において、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための配慮をしている場合は、それが確認できる資料
・教育課程の編成又は授業科目の内容に、学術の発展動向を反映していることが確認できる資料（教育課程表、シラバス、教員総覧等の該当箇所）
・他学部の授業科目の履修を認めている場合には、その実施状況が確認できる資料
・インターンシップを実施している場合には、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
・編入学生や秋期入学への配慮を行っている場合には、その実施状況が確認できる資料
・大学院課程教育との連携を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
・国内外の他大学との単位互換・交換留学制度を実施している場合は、その実施状況が確認できる資料
・ダブル・ディグリー制度を導入している場合は、その実施状況が確認できる資料
・学士課程において、文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組を実施している場合には、その実施状況（支援期間終了後の展開を含む。）のほか、教育への反映やその効果が確認できる資料
・これらのほか、大学以外の教育施設等での学修を認めている場合や、入学前の既修得単位の認定を認めている場合には、その実施状況が確認できる資料

５－２　教育課程を展開するにふさわしい授業形態､学習指導法等が整備されていること。

５－２－①　教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第24条（授業を行う学生数）、第25条（授業の方法）、第39条の２（薬学実務実習に必要な施設）
・平成13年３月30日文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第２項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）

【留意点】
○　教育の目的に照らして十分な教育効果が得られるように、授業形態（講義、演習、実験、実習等）の組合せ・バランスが適切なものになっているかを分析。
○　各科目で教育効果を高めるための適切な工夫が行われているかを分析。
○　例えば、少人数授業、対話・討論型授業、ＰＢＬ型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、ＴＡの活用等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの授業内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているかについて分析。
○　主たる授業形態として､多様なメディアを利用した授業を実施している場合は、「対面授業に相当する教育効果を有すると認められるか」について分析。
○　根拠となる資料・データについては、網羅的に示すのではなく、自己評価する上で必要と考えられるものを大学の判断によって提示。

【根拠となる資料・データ等例】
・学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等、教育課程の中での授業形態の組合せ・バランスが確認できる資料
・学習指導法の工夫が確認できる資料（シラバス、受講学生数（履修学生数、単位修得学生数）が確認できる資料、該当する事柄を記した冊子等の資料）
・学士課程において、文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組を実施している場合には、その実施状況（支援期間終了後の展開を含む。）のほか、教育への反映やその効果が確認できる資料

５－２－②　単位の実質化への配慮がなされているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第21条（単位）、第22条（一年間の授業期間）、第23条（各授業科目の授業期間）、第27条（単位の授与）、第27条の２（履修科目の登録の上限）
・大学通信教育設置基準第４条、第５条（単位の計算方法）

【留意点】
○　１年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されているか、各授業科目の授業が、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているかを分析。
○　学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保するような工夫がなされているかを分析。（学生が準備学習・復習等、主体的な学習を行えるような授業時間外の学習時間の確保、学生の主体的な学習を促すための組織的な履修指導、シラバスを利用した準備学習の指示、レポート提出や小テストの実施、履修科目の登録の上限設定等。）
○　医学部又は歯学部において、単位制度に代えて授業時間制を採用している場合は同様に分析。
●　この観点においては、直接的な教育の方法という視点から分析。図書館の利用時間の延長、講義室利用許可制、自習室の設置等、自主学習を促すための支援体制の整備については、基準７において分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕
・１年間の授業を行う期間及び各授業科目の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
・学生の授業時間外学習（準備学習・復習）時間に関する調査結果
・授業時間外の学習を促すための工夫について、その実施状況が確認できる資料
・履修登録の上限設定（ＣＡＰ制度）を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料

５－２－③　適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第25条の２（成績評価基準等の明示等）

【留意点】
○　授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、適切に作成されているかを分析。
○　根拠資料として、シラバスの該当箇所（電子シラバスを含む。）を抜粋してサンプル的に示す方法も考えられる。
○　学生の活用（科目選択、準備学習に利用）状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・シラバス（電子シラバスの場合はＵＲＬ等）
・シラバス作成に関する規則、作成要項等
・アンケート等によりシラバスの活用状況等を調査している場合は、その分析結果等

５－２－④　基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【留意点】
○　補習授業や能力別講義の開講等の基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われているかを分析。
○　学生の基礎学力不足の状況を把握するための取組（学力試験の実施やＴＯＥＩＣテストの活用等）が行われていれば、その資料・データ等を用いて分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・補習授業や能力別講義の開講等、基礎学力不足の学生への配慮が確認できる資料

５－２－⑤　夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース)）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【関係法令等】
・学校教育法第86条（夜間において授業を行う学部）
・大学設置基準第25条（授業の方法)、第26条（昼夜開講制）
・平成15年３月31日文部科学省告示第43号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）

【留意点】
○　夜間課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか、実施状況を分析。
○　履修計画等において適切な指導が行われているか、指導状況を分析。
○　サテライトキャンパスにおいて夜間等の開講を行う場合は、当該施設の活用状況のほか、メインキャンパスとの関係についても分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・授業時間割
・多様なメディアを利用した授業や履修指導を行っている場合には、その実施状況

が確認できる資料
・長期履修制度を導入している場合には、その実施状況や活用状況が確認できる資料
・サテライトキャンパスを設置している場合には、講義室、演習室、自習室、図書室等の活用状況が確認できる資料

５－２－⑥　通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第25条（授業の方法）
・大学通信教育設置基準第３条（授業の方法等）
・平成13年３月30日文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第２項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）

【留意点】
○　講義室における授業形態と同様の教育効果が得られるような配慮がなされているか、特にメディアを利用して行う授業においては、双方向性の担保や指導補助者の配置、学生の意見交換の機会等、対面授業と同等の教育効果が得られるような配慮がなされているか、整備状況について分析。
○　印刷教材等による授業、放送授業及びメディアを利用して行う授業の場合には、添削や質疑応答等による指導が行われているか、指導状況について分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）
・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料

５－３　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

５－３－①　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第32条（卒業の要件）、第45条（共同学科に係る卒業の要件）

【留意点】
○　学位授与方針とは、学位授与に関する基本的な考え方について、各大学が、その独自性並びに特色を踏まえ、まとめたものをいう。
○　学位授与方針という名称を用いることにこだわるものではなく、明確に定められているかを分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学位授与方針が確認できる資料

５－３－②　成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第25条の２第２項（成績評価基準等の明示等）、第27条（単位の授与）、第44条（共同教育課程に係る単位の認定）

【留意点】
○　成績評価基準について、例えば授業の出欠状況、レポート、中間テスト、最終試験の組合せにより、成績（Ａ、Ｂ、Ｃ等）を判定するといった成績評価方法も分析。
○　ＧＰＡ制度を実施している場合には、その実施状況について分析。
○　学生に対して、刊行物の配付・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っているかを分析。
○　成績評価、単位認定が適切に実施されているかについて分析。
○　根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するもの等、外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

【根拠となる資料・データ等例】
・成績評価基準、成績評価方法が確認できる資料
・ＧＰＡ制度を実施している場合には、その実施状況について確認できる資料
・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配付資料等の該当箇所
・成績評価の分布表

５－３－③　成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【留意点】
○　成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置について、その実施状況を示す資料・データを用いて分析。
○　例えば、成績評価分布についてのガイドライン（Ａをクラスの30％程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、ＧＰＡの進級判定への利用、異議申立てを受ける制度や答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているかについて分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が確認できる資料
・成績評価の分布表
・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ

５－３－④　学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【関係法令等】
・学校教育法第87条（修業年限）、第88条（相当期間の修業年限への通算）、第89条（修業年限の特例）
・学校教育法施行規則第146条、第147条
・大学設置基準第25条の２第２項（成績評価基準等の明示等）、第32条（卒業の要件）、第33条（授業時間制をとる場合の特例）、第45条（共同学科に係る卒業の要件）

【留意点】

○　学位授与方針に従って、卒業認定基準が、卒業に必要な修得単位数を含めて、組織として適切に策定されているかを分析。

○　卒業認定基準を、学生に対して、刊行物の配付・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っているかを分析。

○　「適切に実施されているか」については、実際の運用が適切に行われているかについて、厳格性や一貫性の確保の面も含めて分析。

○　根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するもの等、外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

【根拠となる資料・データ等例】

・卒業認定基準

・卒業認定基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配付資料等の該当箇所

＜大学院課程（専門職学位課程を含む。）＞

※　基本的には各観点ともに、学士課程に準じて分析を行う。

５－４　教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

【５－４全般に関する留意点】
○　専門職学位課程においては、教育の目的及び授与される専門職学位に照らした分析とともに、専門職大学院設置基準、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年３月31日文部科学省告示第53号）の適合性について分析。

５－４－①　教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第11条（教育課程の編成方針）、第31条（共同教育課程の編成）
・専門職大学院設置基準第６条（教育課程）、第32条（共同教育課程の編成）

５－４－②　教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第11条（教育課程の編成方針）、第12条（授業及び研究指導）、第31条（共同教育課程の編成）
・専門職大学院設置基準第６条（教育課程）、第32条（共同教育課程の編成）、第35条（その他の基準）
・平成15年３月31日文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

【留意点】
○　大学院課程（専門職学位課程を含む。）において、文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組を実施している場合には、その実施状況（支援期間終了後の展開も含めて）のほか、教育への反映やその効果を分析。

５－４－③　教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第14条の３（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第15条（大学設置基準の準用）
・専門職大学院設置基準第３条（標準修業年限の特例）、第13条（他の大学院における授業科目の履修等）、第14条（入学前の既修得単位等の認定）、第16条（専門職大学院における在学期間の短縮）、第21条（他の大学院における授業科目の履修等）、第22条（入学前の既修得単位等の認定）、第24条（法科大学院における在学期間の短縮）、第25条（法学既修者）、第27条（他の大学院における授業科目の履修等）、第28条（入学前の既修得単位の認定）、第29条第２項（教職大学院の課程の修了要件）、第30条（教職大学院における在学期間の短縮）、第35条（その他の基準）

【留意点】
○　配慮の例としては、
・　専門職学位課程を除く大学院課程においては、授業科目への学術の発展動向

（担当教員の研究成果を含む。）の反映、外国語による授業の実施、他研究科の授業科目の履修、他大学院との単位互換、インターンシップによる単位認定等、秋期入学への配慮等
・　専門職学位課程においては、授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）や当該職業分野に関連する実践的内容の反映、インターンシップやエクスターンシップによる単位認定、秋期入学への配慮等

が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成又は授業科目の内容に配慮しているかを分析。

○　大学院課程（専門職学位課程を含む。）において、文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組を実施している場合には、その実施状況（支援期間終了後の展開を含む。）のほか、教育への反映やその効果を分析。

５－５　教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

【５－５全般に関する留意点】

○　専門職学位課程においては、教育の目的や教育課程の編成の趣旨に照らした分析とともに、専門職大学院設置基準、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年３月31日文部科学省告示第53号）の適合性について分析。

５－５－①　教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【関係法令等】

・大学院設置基準第15条（大学設置基準の準用）
・専門職大学院設置基準第７条（授業を行う学生数）、第８条（授業の方法等）、第９条、第31条（連携協力校）、第35条（その他の基準）
・平成15年３月31日文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

【留意点】

○　例えば、少人数授業、対話・討論型授業、事例研究型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業、多様なメディアを高度に利用した授業等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているかについて分析。
○　文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組を実施している場合には、その実施状況（支援期間終了後の展開も含めて）のほか、教育への反映やその効果を分析。

５－５－②　単位の実質化への配慮がなされているか。

【関係法令等】

・大学院設置基準第15条（大学設置基準の準用）、第28条（大学通信教育設置基準の準用）
・専門職大学院設置基準第９条、第12条（履修科目の登録の上限）、第35条（その他の基準）
・平成15年３月31日文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

【留意点】
○　専門職大学院課程を置いている場合は、履修登録の上限設定の実施状況を分析。

５－５－③　適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第14条の２（成績評価基準等の明示等）
・専門職大学院設置基準第10条（成績評価基準等の明示等）

５－５－④　夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第２条の２（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）、第14条（教育方法の特例）、第15条（大学設置基準の準用）
・専門職大学院設置基準第35条（その他の基準）

【留意点】
○　入学定員の一部で、教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を実施し、夜間に授業を開講している場合には、その実施方法等を分析。

５－５－⑤　通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第15条（大学設置基準の準用）、第25条（通信教育を行う課程）、第26条（通信教育を行い得る専攻分野）、第27条（通信教育を併せ行う場合の教員組織）、第28条（大学通信教育設置基準の準用）、第29条（通信教育を行う課程を置く大学院の施設）、第30条（添削等のための組織等）
・専門職大学院設置基準第８条（授業の方法等）、第９条
・平成13年３月30日文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第２項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）

５－５－⑥　専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第11条（教育課程の編成方針）、第12条（授業及び研究指導）、第13条（研究指導）

【留意点】
○　研究指導の基本方針や考え方を示しつつ分析。
○　指導体制の整備状況、指導の実施状況が適切に行われているかを分析。
○　例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓

練等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する適切な取組が行われているかを分析。
○　学位論文に代えて、特定課題研究を課している場合には同様に分析。
○　研究指導体制と論文指導体制が異なる場合には、それぞれの体制も分析。
○　根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するもの等、外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

【根拠となる資料・データ等例】
・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規則、申し合わせ等）
・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料
・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料
・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料
・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合には、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料

５－６　学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

５－６－①　学位授与方針が明確に定められているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第16条（修士課程の修了要件）、第16条の２（博士課程の前期の課程の取扱い）、第17条（博士課程の修了要件）、第33条（共同教育課程に係る修了要件）、第36条（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例）
・専門職大学院設置基準第15条（専門職学位課程の修了要件）、第23条（法科大学院の課程の修了要件）、第29条（教職大学院の課程の修了要件）、第34条（共同教育課程に係る修了要件）

５－６－②　成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第14条の２第２項（成績評価基準等の明示等）、第15条（大学設置基準の準用）、第32条（共同教育課程に係る単位の認定等）
・専門職大学院設置基準第10条第２項（成績評価基準等の明示等）、第33条（共同教育課程に係る単位の認定）、第35条（その他の基準）

５－６－③　成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

５－６－④　専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。
　また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【関係法令等】
・大学院設置基準第14条の２（成績評価基準等の明示等）、第16条（修士課程の修了要件）、第16条の２（博士課程の前期の課程の取扱い）、第17条（博士課程の修了要件）、第33条（共同教育課程に係る修了要件）、第36条（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程に関する特例）
・専門職大学院設置基準第10条第２項（成績評価基準等の明示等）、第15条（専門職学位課程の修了要件）、第23条（法科大学院の課程の修了要件）、第29条（教職大学院の課程の修了要件）、第34条（共同教育課程に係る修了要件）、第35条（その他の基準）

【留意点】
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析に関する留意点〉
○　学位授与方針に従って、学位論文（課題研究）に係る評価基準が組織として適切に策定されているかを分析。（なお、ここでいう「評価基準」とは、審査の手続きや審査を申請する要件（例えば、公表論文数の指定）ではなく、「どのような内容・体裁の論文を可とするか」を規定しているものをいう。）
○　学生に対する周知状況を分析。
○　審査体制の構築（組織の役割、組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等）や審査に至るまでの手続きについて整備状況や当該審査体制の下で、適切に学位論文の審査、及び修了認定が行われているかを分析。
○　学位論文（課題研究）に代えて、博士論文研究基礎力審査を課している場合は同様に分析。
○　根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

〈専門職学位課程の分析に関する留意点〉
○　専門職学位課程を有する場合は学士課程に準じて分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等
・学位論文に係る評価基準、審査手続き等を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料等の該当箇所
・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
・審査及び試験に合格した学生の学位論文

基準６　学習成果

６－１　教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

６－１－①　各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【留意点】
- ○　学生の在学中における状況から学習成果を分析。
- ○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
- ・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）及び「標準修業年限×１．５」年内卒業（修了）率（※2）（過去５年分程度）〔提出必須〕
- ・単位修得率、進級率、留年・休学・退学の状況、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞数、卒業（修士・博士）論文、卒業制作

※１

$$\text{標準修業年限内卒業（修了）率} = \frac{\text{標準修業年限で卒業（修了）した者の数（注１）}}{\text{標準修業年限（例：４年制学部であれば４年）前の入学者数}}$$

（注１）長期履修制度を利用している学生については、長期履修年限を標準修業年限とする。

※２

$$\text{「標準修業年限×１．５」年内卒業（修了）率（注２）} = \frac{\text{Ａのうち、（標準修業年限×１．５）年間に学位を取得した者の数（注３）}}{\text{（標準修業年限×１．５）年前の入学者数（Ａ）}}$$

（注２）「標準修業年限×１．５」の算出において、端数がある場合は、１年として切り上げる。

（注３）博士課程においては、便宜上、単位取得満期退学後に学位を取得した者を含める。

（例）　４年制学部についての平成24年度における「標準修業年限×１．５」年内卒業率

平成19年度入学者数　100人

卒業者（平成22年度80人、平成23年度７人、平成24年度３人）

$$\text{「標準修業年限×１．５」年内卒業率} = \frac{80+7+3}{100} = 90\%$$

６－１－②　学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【留意点】
- ○　学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を分析。
- ○　意見聴取等の方法としては、例えば、学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等が考えられるが、あくまで例示であり、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているかを分析。
- ○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
- ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

６－２　卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

６－２－①　就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【留意点】
○　卒業（修了）後の状況から学習成果を分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学部・研究科等ごとの進学率（過去５年分程度）〔提出必須〕、進学先、
・学部・研究科等ごとの就職率（就職者数／卒業（修了）生数）、就職希望者の就職率（就職者数／就職希望者数）（過去５年分程度）〔提出必須〕、就職先
・研究活動の実績や成果を判断できる論文の投稿状況等
・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）

６－２－②　卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【留意点】
○　卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を分析。
○　大学が現在把握している根拠資料・データの中から、間接的又は部分的であっても、状況が客観的に裏付けられるものを示しつつ分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

基準７　施設・設備及び学生支援

７－１　教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。

７－１－①　教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
　また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【関係法令等】
- 大学設置基準第31条第３項（科目等履修生等）、第34条（校地）、第35条（運動場）、第36条（校舎等施設）、第37条（校地の面積）、第37条の２（校舎の面積）、第39条（附属施設）、第39条の２（薬学実務実習に必要な施設）、第40条（機械、器具等）、第40条の２（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第40条の３（教育研究環境の整備）、第47条（共同学科に係る校地の面積）、第48条（共同学科に係る校舎の面積）、第49条（共同学科に係る施設及び設備）、第51条（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）、第53条（段階的整備）、別表第３（学部の種類に応じ定める校舎の面積）
- 大学院設置基準第19条（講義室等）、第20条（機械、器具等）、第22条（学部等の施設及び設備の共用）、第22条の２（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第22条の３（教育研究環境の整備）、第24条、第34条（共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備）、第38条（段階的整備）
- 専門職大学院設置基準第17条（専門職大学院の諸条件）、第35条（その他の基準）
- 大学通信教育設置基準第10条（校舎等の施設）、第11条（通信教育学部の校地）
- 平成15年３月31日文部科学省告示第44号（大学設置基準第53条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）
- 平成15年３月31日文部科学省告示第50号(大学院設置基準第38条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）

【留意点】
- ○　校地、校舎の基準面積についての分析は必須。
- ○　施設・設備としては、大学設置基準に規定されている「校地、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設その他の施設等」が挙げられるが、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、機能しているかを分析。
- ○　夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を分析。
- ○　２以上のキャンパス（サテライトキャンパスを含む。）を有する大学にあっては、各々の整備状況等も分析。
- ○　現在、耐震基準を満たしていないものについては、耐震補強や建て替えを行う計画等が策定されているかなどを分析。
- ○　施設・設備のバリアフリー化については、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされているかを分析。
- ○　安全・防犯面への配慮については、例えば、外灯や防犯カメラの設置等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされているかを分析。
- ○　学生のニーズ及びその対応状況について分析。
- ●　ＩＣＴ環境については、観点７－１－②において分析。
- ●　図書館及び図書資料等については、観点７－１－③において分析。

【根拠となる資料・データ等例】

・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕
・各施設・設備の整備状況（面積、収容者数）、利用状況等が確認できる資料
・バリアフリー化に関する施設・設備の整備状況等が確認できる資料
・安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料
・学生のニーズの具体的事例、及びその対応状況等が確認できる資料

７－１－②　教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境が整備され、有効に活用されているか。

【留意点】
○　ＩＣＴ（Information and Communication Technology）とは、情報・通信に関する技術一般の総称。この観点では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なＩＣＴ環境の整備状況や活用状況を分析。
○　整備状況については、ＩＣＴ環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて分析。
○　ＩＣＴ環境に対する学生のニーズや利用満足度が把握されていれば、その資料・データを用いて分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・情報ネットワークの整備状況（学内ＬＡＮ、情報コンセント、無線ＬＡＮ等）、利用状況等が確認できる資料
・授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数・利用時間等が確認できる資料
・教育コンテンツの制作、ウェブ情報のアーカイブ化等を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
・情報セキュリティ管理体制、個人情報管理体制の整備状況が確認できる資料
・学生のニーズの具体的事例等、及びその対応状況等が確認できる資料

７－１－③　図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第38条（図書等の資料及び図書館）
・大学院設置基準第21条（図書等の資料）

【留意点】
○　「系統的に収集、整理されているか」については、図書館を中心に教育研究組織及び教育課程に応じて図書等の資料が系統的に整備され、有効に活用できる状態になっているかを分析。
○　「有効に活用されているか」については、学術情報システムの整備状況や図書館の利用時間、図書等の利用実績等を用いて分析。
○　図書館、図書資料等の利用に対する学生のニーズや利用満足度が把握されていれば、その資料・データを用いて分析。

【根拠となる資料・データ等】
・「大学現況票」別紙様式〔提出必須〕
・図書館、図書資料等の整備方針
・図書等の資料（電子ジャーナル、ソフトウェア、視聴覚教材等を含む。）の内容等のデータ、利用実績等が確認できる資料
・学生のニーズの具体的事例等、及びその対応状況等が確認できる資料

７－１－④　自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【留意点】
○　自主的学習環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっているかを分析。
○　自主的学習環境に対する学生のニーズや利用満足度が把握されていれば、その資料・データを用いて分析。
○　例えば、自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、各大学固有の事情等に応じて、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているかについて分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・各施設・設備の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）、利用状況等が確認できる資料
・学生に対する利用案内及びその配付状況等が確認できる資料
・学生のニーズの具体的事例等、及びその対応状況等が確認できる資料

７－２　学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

７－２－①　授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【留意点】
○　ガイダンス等の内容や実施状況に加え、実施後の効果面を含めて分析。
○　ガイダンス等に対する学生のニーズや利用満足度等について把握されていれば、その資料・データを用いて分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・ガイダンス等の実施及び内容が確認できる資料（実施組織、対象者別実施回数、参加者数、配付資料等）
・ガイダンス等に関するアンケート等を実施している場合は、その分析結果等

７－２－②　学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。
　また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【関係法令等】
・教育基本法第４条第２項（教育の機会均等）

【留意点】
○　学習支援に関する取組の状況のみならず、学生のニーズの把握状況について分析。
○　例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が適切に行われているかについて分析。
○　特別な支援を行うことが必要と考えられる学生には、例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。これらの学生への学習支援の分析につい

ては、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について分析。
○　特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を適切に行うことのできる状況にあるかについて分析。
●　施設・設備のバリアフリー化への対応については、観点７－１－①において分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学生のニーズを把握する制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等
・オフィスアワー、電子メールによる相談・助言、担任制等を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
・留学生、社会人学生や障害のある学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法等）
・留学生指導教員やチューターを配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所
・社会人学生に対する情報提供（電子メール、ウェブサイト等）を行っている場合は、その該当箇所（ＵＲＬ等）
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料
・学習支援の利用実績が確認できる資料

７－２－③　通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【関係法令等】
・大学通信教育設置基準第12条（添削等のための組織等）

【留意点】
○　学習支援、教育相談に関する適切な取組が行われているのみならず、利用状況について分析。
○　学習支援、教育相談に関する学生のニーズや利用満足度等について把握されていれば、その資料・データを用いて分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・電話・郵便・電子メール等による教育相談､助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料
・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
・学生のニーズの具体的事例等

７－２－④　学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【留意点】
○　課外活動の支援については、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の両面において分析。
○　大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。

○　課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。

【根拠となる資料・データ等例】
・課外活動団体等の活動内容一覧表
・課外活動施設の整備状況が確認できる資料
・課外活動団体等に運営資金や備品貸与等の支援を行っている場合は、その実績が確認できる資料
・課外活動への支援に対する学生のニーズの具体的事例等

７－２－⑤　生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。
　また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【関係法令等】
・学校教育法第12条（健康診断等）
・大学設置基準第42条（厚生補導の組織）、第42条の２（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）
・学校保健安全法第13条（児童生徒等の健康診断）

【留意点】
○　生活支援等に関する相談・助言体制の整備・実施状況のみならず、学生のニーズの把握状況についても分析。
○　社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための具体的な取組及びその指導等の実施に向けた体制が整備され、機能しているかを分析。
○　各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を分析。
○　例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室、ハラスメント相談室の設置等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、各大学固有の事情等に応じて、学生の生活相談、健康相談、進路相談、各種ハラスメントの相談・助言体制の整備状況を分析。
○　特別な支援を行うことが必要と考えられる学生としては、例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。その分析に際しては、あらかじめ人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている生活支援の実施状況について分析。
○　特別な支援を行うことが必要と考えられる者が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を適切に行うことのできる状況にあるかについて分析。
○　生活支援等に関する利用満足度等が把握されていれば、その資料・データを用いて分析。
●　施設・設備のバリアフリー化への対応については、観点７－１－①において分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学生のニーズを把握する制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等
・保健センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料
・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）
・留学生や障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料(実施体制、

実施方法等）
・留学生指導教員やチューターを配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その該当箇所
・障害のある学生に対するチューターを配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料

７－２－⑥　学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【留意点】
○　奨学金制度等に関する情報の学生への周知状況について分析。
○　奨学金制度等の整備状況に加え、利用実績等について分析。
○　経済面での援助に関する学生のニーズが把握されていれば、その資料・データを用いて分析。
○　例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除、学生寄宿舎等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、各大学固有の事情等に応じて学生の経済面の援助が適切に行われているかについて分析。
○　留学生に対して、特別の援助を実施している場合については、その実施状況を分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料
・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料
・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料
・学生寄宿舎を設置している場合には、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料
・各種支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料
・学生のニーズの具体的事例等

基準８　教育の内部質保証システム

８－１　教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

８－１－①　教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【関係法令等】
・学校教育法第109条第１項（自己点検・評価及び認証評価制度）
・学校教育法施行規則第166条

【留意点】
○　教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集・蓄積する担当組織、責任体制、収集・蓄積の状況を分析。
○　教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するための取組について、自己点検・評価及び検証の実施体制、具体的な検証事例等を分析。
○　評価結果を質の向上や改善に結び付けるための継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、ＰＤＣＡサイクル等）が実施されているかを分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・データや資料を収集・蓄積する担当組織、責任体制等が確認できる資料（文書管理規則、文書保存規則等）
・教育活動の実態を示す資料・データの収集・蓄積の状況、又はこれらの資料・データを活用して作成した報告書等
・自己点検・評価の実施組織、責任体制等が確認できる資料
・学習成果の把握状況や自己点検・評価及び検証に向けた活動状況が確認できる資料
・評価結果を質の向上や改善に結び付けるための取組についての実施組織、責任体制等が確認できる資料
・具体的な検証・評価事例、改善事例等

８－１－②　大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【留意点】
○　学生や教職員からの意見聴取の内容・方法のほか、その実施状況を分析。
○　学生の意見の聴取の方法としては、代表的なものとして「授業評価（アンケート）」が挙げられるが、このほか、「達成度調査」、「満足度評価」、「学習環境評価」等が考えられる。これらはあくまでも例示であり、学生や教職員からの意見聴取が行われているとともに、教育活動に係る自己点検・評価の結果を教育の質の改善、向上に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、ＰＤＣＡサイクル等）を分析。
○　意見聴取の結果を教育の質の改善、向上に結び付けた具体的事例を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学生による授業評価報告書等
・学生及び教職員からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
・学生及び教職員の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所

・評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料（具体的検討事例等）
・評価結果を改善に結び付けた具体的事例等

８－１－③　学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【留意点】
○　学外関係者からの意見聴取の内容・方法のほか、その実施状況を分析。
○　例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価の結果等に基づき、教育の質の改善、向上に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、ＰＤＣＡサイクル等）を分析。
○　教育の質の改善、向上に結び付けた具体的事例を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・学外関係者からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
・学外関係者のニーズの具体的事例等
・学外関係者の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所
・評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料（具体的検討事例等）
・評価結果を改善に結び付けた具体的事例等

８－２　教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

８－２－①　ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第25条の３（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
・大学院設置基準第14条の３（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
・専門職大学院設置基準第11条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

【留意点】
○　ファカルティ・ディベロップメントの実施内容・方法及び実施状況（教員参加状況を含む。）を分析。
○　ファカルティ・ディベロップメント自体が、学生や教職員のニーズを把握し、組織として適切に実施されていることを分析。
○　ファカルティ・ディベロップメントの後、どのような方法（システム）で改善に結び付けるのか、また、把握された問題点等に対する具体的改善事例を示しつつ機能状況を分析。
○　「ファカルティ・ディベロップメント」という名称を用いることにはこだわらない。（名称ではなく、教員が授業内容・方法を向上させるための取組を行った結果、授業にどのような改善が見られたかを分析。）

【根拠となる資料・データ等例】
・ＦＤ活動（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）の内容・方法及び実施状況
・ＦＤ研修会等への教員の参加状況
・授業評価報告書の該当箇所等、教育の質の向上や授業の改善の状況が確認できる

資料
・具体的改善方策の内容（カリキュラムや授業方法改善例等）

８－２－②　教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】
○　研修等の方針、内容・方法及び実施状況等から分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・教育支援者や教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況が確認できる資料
・教育支援者や教育補助者のニーズの具体的事例等

基準９　財務基盤及び管理運営

９－１　適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。

９－１－①　大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【留意点】
○　大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう、校地、校舎等の資産を保有していることを分析するとともに、債務の状況を分析。
○　過去５年間程度の根拠資料・データを示しつつ分析。（土地、施設の売買等による大きな変動要因が考えられることによる。）
○　法人化されていない公立大学においては、大学の財務状況が確認できる書類を基に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・貸借対照表、財産目録、予算書、決算書等の財務諸表、財務比率

９－１－②　大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【留意点】
○　過去の収入（授業料・外部資金等）の状況から教育研究活動を安定して展開するための経常的収入が確保されていることを分析。
○　過去５年間程度の根拠資料・データを示しつつ分析。
○　学生納付金収入の継続的確保についての側面から、学生の収容定員と在学者数との関係を分析。
○　学生納付金収入以外の経常的収入の確保状況も分析。
○　法人化されていない公立大学においては、自主財源、設置者からの一般財源の繰り入れ、及び外部資金の獲得状況等を示しつつ分析。
○　複数の大学等を設置する法人で大学等ごとの収入及び費用のセグメント情報を作成している場合には、それを用いて大学としての収入状況も分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・キャッシュフロー計算書、資金収支計算書等の財務諸表
・複数の大学等を設置する法人の場合は、大学等ごとの収入及び費用のセグメント情報
・経常的収入の確保等の状況（学生納付金・在学生数、外部資金等）

９－１－③　大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【留意点】
○　「収支に係る計画等が適切に策定」については、収支予算（補正を含む。）案の作成から決定に至るまでのプロセスを分析。
○　複数の大学等を設置する法人については、法人としての収支計画の決定プロセスに大学がどのように関わっているかについても分析。
○　「関係者」の範囲は、例えば教職員、学生及び費用負担者のほか、利害関係者等が考えられる。

【根拠となる資料・データ等例】
・財務計画及びその審議・決定状況が確認できる資料

・財務計画等の明示方法が確認できる資料

９－１－④　収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【留意点】
○　収支に係る計画等に基づいた収支の状況について分析。
○　過去５年間程度の根拠資料・データを示しつつ分析。
○　法人化されていない公立大学においては、予算書・決算書等を基に分析。
○　複数の大学等を設置する法人で、大学等ごとの収入及び費用のセグメント情報を作成している場合には、それを用いて大学としての収支状況も分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・貸借対照表、損益計算書、消費収支計算書等の財務諸表、財務比率
・複数の大学等を設置する法人の場合は、大学等ごとの収入及び費用のセグメント情報

９－１－⑤　大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【関係法令等】
・大学設置基準第40条の３（教育研究環境の整備）
・大学院設置基準第22条の３（教育研究環境の整備）
・専門職大学院設置基準第35条（その他の基準）

【留意点】
○　資源配分に係る方針及び計画に基づいて作成された資料・データを用いて教育経費又は研究経費等への配分状況を分析。
○　施設・設備に対する予算配分の方針及び配分状況についても分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・資源配分に係る方針及びその審議・策定状況が確認できる資料
・教育経費、研究経費、施設設備整備費の配分状況が確認できる資料
・学長裁量経費等の戦略的経費を設定している場合は、その資源配分状況が確認できる資料

９－１－⑥　財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【関係法令等】
・国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第38条（財務諸表等）、第39条（会計監査人の監査）、地方独立行政法人法第34条（財務諸表等）、第35条（会計監査人の監査）、私立学校法第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）、私立学校振興助成法第14条（書類の作成等）、地方自治法第199条等、それぞれの設置形態別に定められた法令

【留意点】
○　会計監査等（監事監査、会計監査人監査、内部監査等）の内容・方法及び実施状況等を分析。
○　内部監査の方法や体制において、独立性（内部統制）が担保されているかを分析。
○　「財務諸表等が適切な形で作成」については、財務諸表等の構成並びに作成上の手続き等が関係法令に基づき行われているかを分析。

○　法人化されていない大学において、設置者の責任において大学の財務の状況を示す資料が作成されている場合はその状況について分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・会計監査に係る実施体制が確認できる資料（組織構成図、監査規則等）
・会計監査に係る実施状況が確認できる資料（監査報告書等の該当箇所）
・財務諸表等の財務状況を示す資料

９－２　管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

９－２－①　管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【関係法令等】
・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）
・大学設置基準第13条の２（学長の資格）、第41条（事務組織）
・大学院設置基準第35条（事務組織）
・専門職大学院設置基準第35条（その他の基準）

【留意点】
○　管理運営組織及び事務組織の状況について、その役割や人員の配置状況を示しつつ、規模や機能状況を分析。
○　危機管理等に係る体制については、予期できない外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理等に対応する体制や当該組織の整備状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・管理運営組織及び事務組織の組織図、業務分掌、人員の配置状況等が確認できる資料
・管理運営組織及び事務組織と、教学関係委員会等との連携体制が確認できる資料
・危機管理等に関する体制が確認できる資料（危機管理マニュアル等）、組織図
・科学研究費補助金等の不正使用防止への取組等が確認できる資料
・生命倫理等への取組や施設設備の安全管理体制等が確認できる資料
・管理運営に関する方針が確認できる資料
・関係諸規則の整備状況が確認できる資料（規則集の目次、当該規則の該当箇所等）

９－２－②　大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【留意点】
○　教職員及び学生、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズを組織的に把握しているかを分析。
○　意見やニーズを把握する制度に加え、その実施状況、意見やニーズの把握状況を分析。
○　把握された意見やニーズの管理運営への反映事例を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・各関係者との懇談会、外部評価の実施状況が確認できる資料
・学生の満足度調査や卒業（修了）生調査等を実施している場合は、その分析結果等
・教職員及び学生、その他学外関係者の意見やニーズの具体的事例等
・把握された意見やニーズの管理運営への具体的な反映状況が確認できる資料

９－２－③　監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【関係法令等】
・国立大学法人法第11条（役員の職務及び権限）、第35条で準用する独立行政法人通則法第38条（財務諸表等）、地方独立行政法人法第12条（役員）、第13条（役員の職務及び権限）、第14条（役員の任命）、私立学校法第37条（役員の職務）等、それぞれの設置形態別に定められた法令

【留意点】
○　監事の監査の内容・方法及び実施状況等を分析。
○　財務（会計）監査の実施状況のみならず、業務監査の実施状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・監事に関する規則
・監事による監査の状況が確認できる資料
・監事による監査報告書、意見書

９－２－④　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【留意点】
○　管理運営に関わる研修等の方針、内容及び実施状況等を分析。
○　例えば、大学が独自に実施する研修のほか、国立大学協会の大学マネジメントセミナー、公立大学協会の公立大学職員セミナー等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているかを分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・管理運営に関わる職員の研修の目的や方針が確認できる資料
・管理運営に関わる職員の研修の内容及び実施状況が確認できる資料

９－３　大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

９－３－①　大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【関係法令等】
・学校教育法第109条第１項（自己点検・評価及び認証評価制度）
・学校教育法施行規則第152条、第158条、第166条

【留意点】
○　大学の活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目、実施状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目、実施状況が確認できる資料
・自己点検・評価報告書の該当箇所

９－３－②　大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【留意点】
○　外部者による評価の実施方法及び実施状況を分析。
○　外部者による評価としては、例えば、認証評価、国立大学法人評価、地方独立行政法人評価、その他の外部評価が考えられるが、これらはあくまで例示であり、大学が実施している外部者による評価について分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・外部者による評価の実施状況が確認できる資料（実施要項、実施日程、外部評価委員名簿等）
・外部者による評価報告書の該当箇所

９－３－③　評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【留意点】
○　自己点検・評価、外部者による評価の評価結果を質の向上や改善に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、ＰＤＣＡサイクル等）が確認できる資料・データ（組織の役割、構成、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携、意思決定プロセス、責任の所在等）を用いて取組状況を分析。
○　改善に結び付けた具体的な事例を分析。
○　以前に認証評価を受けた際に改善の指摘を受けている場合は、改善に向けた取組や改善状況を分析。
○　設置計画履行状況等調査（アフターケア）で留意事項が付されている場合は、改善に向けた取組や改善状況を分析。
○　私立大学においては、大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査結果（財政状況等のアフターケア）で留意事項が付されている場合は、改善に向けた取組や改善状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・評価結果をフィードバックする組織、体制、活動の状況が確認できる資料（具体的検討事例等）
・具体的改善方策、改善事例等
・指摘事項とその改善状況が確認できる資料

基準10　教育情報等の公表

10－１　大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

10－１－①　大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【関係法令等】
・学校教育法施行規則第172条の２

【留意点】
○　構成員以外の社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表しているか、公表状況を分析。
○　大学の目的を構成員（教職員（非常勤を含む）及び学生）に対して周知するための組織的な取組（各種会議、新任教職員研修、新入生ガイダンス等）が実施されているか、周知状況を分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・教職員の各種会議や研修等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等
・授業や新入生ガイダンス、入試説明会等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等
・教職員及び学生に対する大学の目的の認知度に関するアンケート等が行われている場合には、その結果等周知の程度や効果を示す資料・データ
・公表や周知の程度等を示す資料・データ（刊行物等の配布先、ウェブサイトのアクセス状況等）

10－１－②　入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【関係法令等】
・学校教育法施行規則第172条の２

【留意点】
○　大学内の関係者に対して、各種会議やガイダンス等での説明、刊行物等の配布等の方法により周知を図っているかを分析。
○　学外の関係者に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載、入試説明会等での説明等の方法により広く公表しているかを分析。
○　大学院を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・各方針が記載されているウェブサイトの掲載箇所（ＵＲＬ等）、刊行物等の該当箇所
・公表や周知の程度や効果を示す資料・データ（刊行物の配布先、ウェブサイトのアクセス状況等）

10－１－③　教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の２に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【関係法令等】

・学校教育法第109条第１項（自己点検・評価及び認証評価制度）、第113条（教育研究活動の公表）
・学校教育法施行規則第172条の２
・平成15年３月31日文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第３条第２項（法科大学院の入学者選抜）
・財務諸表等の公表については、例えば、国立大学法人における、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条（情報提供の方法及び範囲）など情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令

【留意点】
○　学校教育法施行規則第172条の２に示されている教育情報（観点10－１－①、②で分析するものを除く）、自己点検・評価の結果、及び財務諸表等の教育研究活動等についての情報が、刊行物の発行やウェブサイトへの掲載等により公表されているかを資料・データを用いて分析。
○　財務諸表等の公表については、法人化されていない公立大学において、設置者の責任において大学の財務の状況が公表されている場合は、その公表状況について分析。大学が独自に、財務の状況を公表している場合はその状況を含めて分析。
○　上記以外にも、教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を、社会に発信している場合は、その発信状況について分析。
○　教育研究活動等の状況についての情報を、外国語において発信している場合は、その発信状況について分析。

【根拠となる資料・データ等例】
・教育研究活動等についての情報の公表状況（刊行物、ウェブサイト（ＵＲＬ等）への掲載等の該当箇所）が確認できる資料

別紙３

大学現況票について

Ⅰ　趣旨

(1)　「大学現況票」は、大学を設置するのに必要な最低の基準である大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）その他の関係法令等を満たしているか否かを分析する際の根拠となる資料・データ等の１つとして作成していただくものです。

(2)　「大学現況票」は、基準２「教育研究組織」、基準３「教員及び教育支援者」、基準４「学生の受入」、基準５「教育内容及び方法」及び基準７「施設・設備及び学生支援」に係る基本的な観点を対象としています。機構の評価においては、対象大学の当該基準に係る基本的な観点の自己評価結果を分析する際に用いますので、正確な数値等を記入してください。

(3)　なお、対象大学においては、上記の基準に係る基本的な観点を自己評価する際に、「大学現況票」を根拠となる資料・データ等の１つとして用い、必要に応じて学部・研究科等ごとの状況を分析した上で、大学全体としての自己評価を記述してください。

Ⅱ　作成要領

１.「大学現況票」は、評価実施年度の５月１日現在（別に定める場合を除く。）で作成してください。なお、該当しない事項は、当該欄は削除せず、「斜線」を引いてください。

２.「設置者」及び「大学の名称」の変更を作成日以降に予定している場合は、「備考」の欄にその旨を記入してください。

３.「大学本部の所在地」の欄は、大学本部の所在地（住居表示）を記入してください。大学を設置する法人本部の位置ではありませんので注意してください。なお、大学本部の所在地の変更を作成日以降に予定している場合は、「備考」の欄にその旨を記入してください。

４.「教育研究組織等【基準２・４】」の欄について

①「学士課程」の欄

ア「学部・学科等の名称」の欄

- 学部の学科又は課程の単位（学部・学科以外の基本組織の場合は当該組織を含む。以下同じ。）で記入してください。
- 学部の学科又は課程の下に専攻その他の教育研究組織を置く場合であって、当該組織に入学定員を設定している場合は、当該専攻その他の組織単位で記入してください。例えば、管理栄養士、看護師、理学療法士、作業療法士等の学校養成施設等に指定又は認定された組織にあっては、当該専攻その他の組織単位で記入することになります。

・　廃止又は改組転換等により学生の募集を停止し、学生の卒業を待って廃止予定の教育研究組織（以下「廃止予定組織」という。）については、この欄に記入せず、「学生募集停止中の学部・研究科等」の欄に記入してください。

イ「修業年限」「入学定員」「編入学定員」「収容定員」の欄

・　「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、修業年限、入学定員、編入学定員、収容定員を記入してください。

・　編入学定員を設定している場合は、編入学を行う年次ごとに記入してください。また、学部単位で編入学定員を設定している場合は、その設定状況が分かるように記入してください。

・　昼夜開講制を実施する場合は、入学定員、編入学定員及び収容定員を昼間主コース、夜間主コースに区分し、「備考」の欄に「昼夜開講制」と記入してください。なお、昼間主コースと夜間主コースの入学定員を区分しない場合は、「備考」の欄に「昼夜開講制（コース区分なし）」と記入してください。

ウ「学位（付記する名称）」の欄

・　「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、授与する学位及び付記する専攻分野の名称を記入してください。

エ「平均入学定員充足率」の欄

・　平均入学定員充足率とは、評価実施年度を含めた直近５年間における入学定員に対する各年度の入学者の割合の平均をさします。

・　「平均入学定員充足率」の欄には、「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、各年度の入学者（学年進行中の場合は設置後経過した年度分）に対する各年度の入学定員充足率（年度ごとに小数点第３位を切り捨て）を加算し、５年（学年進行中の場合は設置後経過した年数）で割った数値（小数点第３位を切り捨て）を記入することになります。

・　「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織単位とは別の組織単位により入学試験を実施している場合は、その状況が分かるように工夫して記入することになります。

オ「別地校地」の欄

・　「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織の教育活動を２以上の校地において行う場合は、この欄に「有」と記入してください。

・　「別地校地」の欄に「有」と記入した場合は、「教員及び教育支援者【基準３】」の欄の「※別地校地を有する学部・学科等の名称」の欄にも記入が必要となります。

カ「所在地」の欄

・　学部の所在地（住居表示）を記入してください。なお、２以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と付記してください。

キ「備考」の欄

・　「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織に特記すべき又は参考となる事項がある場合は、記入してください。例えば、夜間学部や昼夜開講制等。

・　夜間主コースの社会人学生等を対象として授業の一部を校舎等の所在地以外の場所（サテライトキャンパス等）で行う場合は、当該場所の名称及び所在地を記入してください。

・　共同教育課程を置く場合は、「学部・学科等の名称」の欄に記入した当該共同教育課程（学科等）の名称、他の構成大学名、他の構成大学の当該共同教育課程に係る入学定員及び収容定員（記入欄の外数）を記入してください。

②「大学院課程」の欄

ア「研究科・専攻等の名称」の欄

・　研究科の専攻・課程の単位（研究科・専攻以外の基本組織の場合は当該組織を含む。以下同じ。）で記入してください。

・　研究科の専攻が修士課程の場合は当該専攻名称の後に「(M)」と、博士課程の場合は「(D)」と付記してください。また、区分制博士課程の専攻の場合は、前期課程の専攻と後期課程の専攻を区分の上、前期課程は当該専攻の後に「(M)」と、後期課程は当該専攻の後に「(D)」と記入してください。

・　夜間大学院又は14条特例を実施する場合は、「備考」の欄に「夜間大学院」又は「14条特例」と記入してください。

・　廃止予定組織については、「学生募集停止中の学部・研究科等」の欄に記入してください。

イ「基礎学部・学科等名称」の欄

・　「研究科・専攻等の名称」の欄に記入した組織の基礎となる学部又は学部の学科等を記入してください。なお、基礎となる学部・学科等の所在地と異なる場合は当該研究科・専攻等の所在地（又はキャンパス名称）を併記してください。

・　独立研究科（研究科固有の組織）の場合は、当該研究科の所在地（又はキャンパス名称）を記入してください。なお、附属研究所等を基礎とした研究科の場合は、当該研究所等の名称を併記してください。

ウ　上記以外の欄

・　学士課程に準じて記入してください。

③「専門職学位課程」「専攻科・別科」の欄

・　学士課程、大学院課程に準じて記入してください。

・　「専攻科・別科」において、教員免許や助産師等の取得可能資格等があれば、「特記事項（取得可能資格等)」の欄に記入してください。

④「学生募集停止中の学部・研究科等」の欄

・　学生募集停止中の学部、研究科等を記入し、学生募集を停止した年度及び在学生数を付記してください。

5．「教員及び教育支援者【基準３】」の欄について

①「学士課程」の欄

ア「学部・学科等の名称」の欄

・　「教育研究組織等【基準２・４】」の「学部・学科等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。

・　学部の学科又は課程以外に、教養教育等の授業科目を担当する固有の組織を設置する場合は、当該組織を記入してください。

・　附属研究所、センター等の教育研究組織は記入しないでください。

・　廃止予定組織は記入しないでください。ただし、当該廃止予定組織のみに所属する教員がいる場合には記入してください。

イ「教授」「准教授」「講師」「助教」の欄

・　学部の学科又は課程（教養教育等の授業科目を担当する固有の組織を含む。）に所属する専任の教員数を記入してください。ただし、学部の課程において、課程単位に教員組織を置かない場合には、適宜欄を工夫して記入してください。

・　当該組織に所属する専任の教員であって、学士課程の授業科目を担当しない専任の教員は算入できません。なお、「授業科目を担当しない専任の教員」には、専ら研究や管理運営にのみ従事する教員のほか、評価実施年度において休職や長期海外渡航者等、年間を通じ

て授業を担当しない専任の教員を含みます。（大学院課程、専門職学位課程に同じ。）

・　薬学部のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする学科については、「大学設置基準別表第一イ備考第10号の規定に基づく薬学関係の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）に定める薬剤師としての実務の経験を有する専任教員（以下「実務家専任教員」という。）、及び１年につき６単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他学部の運営に責任を担う専任教員以外の者（以下「みなし専任教員」という。）の教員数を「備考」の欄に内数で記入してください。

ウ「基準数」「うち教授数」の欄

・　大学設置基準別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)に定める専任教員数を記入してください。

・　教員養成に関する学部は、大学設置基準別表第一の表イ備考第11号に基づき、「教職課程認定基準」（平成13年７月19日教員養成部会決定）に定める課程の免許状の種類に応じて必要な分野ごとに教科、教職、特別支援教育又は養護に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員数の合計数を記入してください。

エ「非常勤教員」の欄

・　非常勤講師の数を記入してください。なお、客員教員や特任教員等の専任の教員には該当しない者も含まれます。

・　他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼担）は、この欄には算入しないでください。また、上記イに掲げる「専任教員等」の各欄にも算入しないでください。

オ「※別地校地を有する学部・学科等の名称」の欄

・　「※別地校地を有する学部・学科等の名称」の欄には、「教育研究組織等【基準２・４】」の「別地校地」の欄に「有」とした場合は記入してください。

・　「最大受入定員」の欄は、校地（キャンパス）ごとに当該学部・学科等組織の学生を受け入れる最大の定員を記入してください。

・　「専任教員」の欄には、キャンパスごとに配置する当該組織の専任教員数を記入してください。この場合、授業科目を担当するキャンパスに着目して専任教員数を算入し、複数のキャンパスにおいて同一の専任教員が授業科目を担当する場合はダブルカウントして「複数の校地において教育を行う専任教員」の欄に内訳を記入してください。

・　別地校地を有する学部・学科等に所属する専任の助手の数を「備考」の欄に記入してください。

・　なお、別地校地を有する学部・学科等に該当する事例は、次のとおりです。

①学年ごとに教育研究を行うキャンパスが分かれる場合

（Ａ校地で１年次教育、Ｂ校地で２年次教育）

②一部の科目あるいは指定曜日のみ別キャンパスで行う場合

（Ａ校地の学生がＢ校地の必修授業を履修する場合）

③各キャンパスで４年間の教育を完結して行い、かつ学生がいずれのキャンパスで学ぶかを選択する場合（いわゆるキャンパス選択型）

②「大学院課程」の欄

ア「研究科・専攻等の名称」の欄

・　「教育研究組織等【基準２・４】」の「研究科・専攻等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。

・　上記のほか、教員養成に関する学部を基礎とする研究科のうち、義務教育諸学校の教科の種類に対応する複数の専攻分野を学生の履修上の区分として１つの専攻により組織（専

修又はコース等）する場合は、当該専攻分野又は履修上の区分（教科の種類）ごとに記入してください。

・　廃止予定組織は記入しないでください。ただし、当該廃止予定組織のみに所属する教員がいる場合には記入してください。

イ「研究指導教員」「うち教授数」「研究指導補助教員」の欄

・　研究科の専攻・課程に所属する専任の教員数を記入してください。ただし、当該組織に所属する専任の教員であっても、大学院課程の授業科目又は研究指導を担当しない専任の教員は含めません。（上記５の①のイ参照）

ウ「研究指導教員基準」「うち教授数」「研究指導補助教員基準」の欄

・　大学院設置基準第９条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)に定める専任の教員数を記入してください。

・　なお、一定規模数の学生の収容定員を有する研究科の専攻については、同告示別表第三が適用されるとともに、大学院設置基準第９条の２の規定に基づく「大学院の研究科における１個の専攻当たりの入学定員の一定規模数を専門分野ごとに定める件」（平成11年文部省告示第176号）により算出される専任教員数が当該研究科の基礎となる学部等の専任教員の数に算入できないことに留意が必要です。

エ「備考」の欄

・　研究科の専攻に所属する専任の助手の数を記入してください。

オ　上記以外の欄

・　学士課程に準じて記入してください。

③「専門職学位課程」の欄

ア「研究科・専攻等の名称」の欄

・　「教育研究組織等【基準２・４】」の「研究科・専攻等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。

・　廃止予定組織は記入しないでください。ただし、当該廃止予定組織のみに所属する教員がいる場合には記入してください。

イ「専任教員」「うち教授数」の欄

・　研究科の専攻に所属する専任の教員数を記入してください。ただし、当該組織に所属する専任の教員であっても、専門職学位課程の授業科目を担当しない専任の教員は含めません。（上記５の①のイ参照）

ウ「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄

・　「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第２条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び１年につき６単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。

エ「教員基準」「うち教授数」「うち実務家教員数」「うちみなし教員数」の欄

・　「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第１条及び第２条に定める専任の教員数を記入してください。

オ「備考」の欄

・　専門職大学院設置基準附則第２項を適用する場合は、その適用する専任の教員数を学士課程及び大学院課程（前期課程・後期課程の別）ごとに「備考」の欄に記入してください。適用しない場合もその旨を記入してください。

・　研究科の専攻に所属する専任の助手の数を記入してください。

カ　上記以外の欄

・　学士課程、大学院課程に準じて記入してください。

④「教員以外の職員等」の欄

・　「事務職員」及び「技術職員」に係る「(うち主に教育支援者)」とは、学部・研究科等において編成された教育課程を遂行するに必要な教育上の支援を担う者をいいます。例えば、教務関係や厚生補導等を担う事務職員、実験実習又は実技の授業科目等の教育活動の支援や補助等を行う技術職員が該当します。なお、附属病院の診療業務を担当する医療従事職員（看護師、薬剤師、検査技師等）については、記入を省略して構いません。

・　「図書館専門職員」とは、図書館の機能を十分発揮させるために必要な司書等の専門的知識を有する職員をいいます。

・　「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等が該当します。

・　契約職員、派遣職員等は、「非常勤」に分類してください。

6．「教育内容及び方法【基準５】」の欄について

①「授業期間等」の欄

・　学年の始期を４月以外としている場合は、「学年の期間」を修正してください。

・　大学又は大学院等において複数の「学期区分」「授業期間」又は「授業時間」を設定している場合は、適宜欄を追加して記入してください。

②「学士課程」「大学院課程」「専門職学位課程」の欄

ア「学部・学科等の名称」「研究科・専攻等の名称」の欄

・　「教育研究組織等【基準２・４】」の「学部・学科等の名称」「研究科・専攻等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。なお、教養教育等について授業科目を区分する必要がある場合は、適当な名称を記入してください。

イ「卒業（修了）要件単位数」の欄

・　学則等に定める卒業又は修了要件単位数を記入してください。なお、医学又は歯学に関する学科であって、履修すべき単位数の一部を授業時間数と定めている場合は、単位数及び授業時間数を併記してください。

ウ「履修科目の登録の上限」の欄

・　履修科目として登録することができる単位数の上限を設定している場合は、対象期間（通年、半年等）とその単位数を記入してください。

・　年次ごとに単位数の上限が異なる場合は、「期間」の欄に最小登録単位数の年次と、「単位数」の前に「＊」を付して記入してください。例えば、１～３年次が通年32単位、４年次が通年36単位を登録の上限とする場合は、「期間」の欄に「通1-3」と、「単位」の欄に「＊32」と記入してください。

エ「特記事項」の欄

・　学部・研究科等において、学生の学習成果を把握する取組や学位の質を保証する取組等、いわゆる「出口管理」を行うための取組のほか、教育内容及び方法等において特記すべき又は参考となる取組がある場合には記入してください。（自由記述）

7．「施設・設備及び学生支援【基準７】」の欄について

①「校地等」の欄

ア「区分」の欄

・　２以上の校地（校舎敷地）を有する場合は、各キャンパス（校舎敷地）単位に区分し、各校舎敷地面積を記入してください。
・　運動場用地が隣接又は近接している場合は、区分して記入し、同一敷地により面積を区分できない場合に限り、校舎敷地面積に算入して「備考欄」の欄に「運動場用地を含む」と記入してください。
・　その他敷地面積には、大学設置基準に算入できない寄宿舎、附属施設用地等の敷地面積を記入してください。また、大学院専用のキャンパス（校舎敷地）を有する場合は、「その他敷地面積」の欄に記入してください。

イ「基準面積」の欄
・　大学設置基準第37条により算出した面積を記入してください。
・　当該大学の校地を他の学校等と共用する場合は、当該大学の校地面積を記入するとともに、当該共用する他の学校等の名称、収容定員及び基準面積を「備考」の欄に記入してください。この場合、他の共有する学校等の基準面積を当該大学の「基準面積」の欄には加算しないでください。

ウ「専用」「共用」「共用する他の学校等の専用」の欄
・　「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する敷地面積を当該敷地区分により記入してください。
・　「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する敷地面積を当該敷地区分により記入してください。
・　「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を「その他敷地面積」に記入してください。

エ「備考」の欄
・　大学の校地を他の学校等と共用する場合は、当該共用する他の学校等の名称、収容定員及び基準面積を記入してください。
・　キャンパス移転計画等、特記すべき又は参考となる事項がある場合は、記入してください。

②「校舎等」の欄

ア「校舎面積等」の欄
・　「校地等」の欄に掲げる校舎敷地区分に従い、上記①「校地等」に準じて各欄に記入してください。
・　「基準面積」の欄には、大学設置基準第37条の２により算出した面積を記入してください。
・　夜間主コースの社会人学生等を対象として、授業の一部を行う学部校舎等の所在地以外の場所（サテライトキャンパス等）を有する場合は記入するとともに、「備考」の欄に設置場所の所在地を記入してください。

イ「教員研究室」の欄
・　「校地等」の欄に掲げる校舎敷地区分に従うとともに、「学部・研究科等の名称」の欄には学部（基礎となる研究科を含む）又は独立研究科単位で記入してください。なお、「教員及び教育支援者【基準３】」の専任教員数に算入していない教員の研究室については、記入する必要はありません。
・　「室数」の欄には、専任教員が執務に使用する研究室の数を区分に従い、記入してください。なお、複数の助教等が共同して１室で執務する場合は、教員数を室数に換算して記入してください。

ウ「教室等施設」の欄

・　「校地等」の欄に掲げる敷地区分に従い、各欄を記入してください。

③「図書館・図書資料等」

ア「図書館等の名称」の欄

・　学則等において設置された図書館（室）を記入してください。ただし、学部・学科等の事情により、教職員や学生等への利便を考慮して任意に置かれた図書室等は含みません。

・　夜間主コースの社会人学生等を対象として、授業の一部を行う学部校舎等の所在地以外の場所（サテライトキャンパス等）を有する場合は、その状況を記入してください。

イ「視聴覚資料その他」とは、視聴覚資料のほか、標本など教育活動に必要なその他の資料を含みます。

④「体育館その他の施設」の欄

・　「校地等」の欄に掲げる敷地区分に従い、各欄を記入してください。

⑤「附属施設」の欄

・　「基準施設」とは、大学設置基準第39条に定める附属施設をいい、その施設名称を記入し、設置する学部等の名称を括弧書で付記してください。大学附属の場合は、「(大学)」と記入してください。

・　「その他の施設」には、上記の基準施設に該当しない附置研究所その他の施設を記入してください。なお、学部・研究科等が設置する附属施設については、記入を省略して構いません。

⑥「その他の事項」

・　施設・設備等において、特記すべき又は参考となる事項がある場合は記入してください。

・　大学設置基準第39条の２に定める薬学実務実習施設、専門職大学院設置基準第31条に定める教職大学院の連携協力校のほか、教育実習や看護実習等、卒業要件において実習を必修とする場合や企業実習や海外語学研修等の学外受入機関において行う場合は、学外実習施設の確保状況を記入し、該当する学部等の名称を括弧書で付記してください。この場合、確保する施設の種類及び施設数がわかるように記載してください。

Ⅲ　平均入学定員充足率計算表について

1　対象

○　評価実施年度に入学する学生を募集している学部・研究科・専攻科・別科（以下「学部等」。）及び学科（課程）・専攻等。

○　評価実施年度以前に学生募集を停止した学部等及び学科（課程）・専攻等については記入しないことを原則としてください。

2　記入単位

○　１つの学部等ごとにそれぞれワークシートを作成してください。学部等を構成する学科（課程）・専攻等の学生募集単位ごとに志願者数、合格者数、入学者数、入学定員をそれぞれ記入してください。学生募集単位とは、学士課程においては学科（課程）、大学院課程においては専攻を原則とし、さらにその下に募集定員を設定している場合（コース等）は、その単位とします。

※　夜間学部については、昼間学部と別の学部と考え、別のワークシートに記入してください。

※　編入学定員については、一般入学試験等と同様に入学試験実施年度を基準に、一般入学試験等とは別の募集単位として、編入学試験の種類・実施単位ごとに入学定員を具体的に設定して

いるもののみ、１年次入学試験とは別のワークシートに記入してください。なお、募集定員若干名で行う編入学試験は記入しないでください。

※　大学院において、１研究科に複数の課程（修士課程、博士前期課程、博士後期課程、一貫性博士課程等）を置く場合は、課程ごとにワークシートを作成してください。

○　志願者数、合格者数、入学者数は、当該学科（課程）・専攻等の学生募集単位ごとに実施している入学試験（一般前期・後期、推薦等。）での志願者数、合格者数、入学者数（私費・国費留学生を含む。）をそれぞれ合計した数を記入してください。

Ⅲ　その他

「大学現況票」作成要領及び様式ファイル（「平均入学定員充足率計算表」を含む。）は、機構のウェブサイト(http://www.niad.ac.jp)に、MS-Excel版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

大　学　現　況　票（平成○年５月１日現在）

事項	記入欄	備考
フリガナ 設置者		
フリガナ 大学の名称		
大学本部の所在地		

教育研究組織等【基準2・4】

学士課程

学部・学科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位（付記する名称）	平均入学定員充足率	開設年度	別地校地	所在地	備考
	年	人	年次 人	人						※共同教育課程 共同○○学科　○○大学 （入学定員○人、収容定員○人）
○○学部○○学科昼間主コース	4				学士（○○）			有		昼夜開講制
○○学科夜間主コース	4				学士（○○）			有		ｻﾃﾗｲﾄｷｬﾝﾊﾟｽ（○○県○○市○○）
△△課程	4				学士（△△）			無		
計	—				—		—	—		

大学院課程

研究科・専攻等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位（付記する名称）	平均入学定員充足率	開設年度	別地校地	基礎学部・学科等名称（独立研究科は所在地）	備考
	年	人	年次 人	人						※共同教育課程 共同○○専攻　○○大学 （入学定員○人、収容定員○人）
○○研究科○○専攻（M）	2		—		修士（○○）			有		１４条特例
○○専攻（D）	3		—		博士（○○）			有		
計	—		—		—		—	—		

専門職学位課程

研究科・専攻等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位（専門職）	平均入学定員充足率	開設年度	別地校地	基礎学部・学科等名称（独立研究科は所在地）	備考
	年	人	年次 人	人						
□□研究科□□専攻	2		—		□□修士（専門職）			無		夜間大学院
法務研究科法務専攻	3		—		法務博士（専門職）			無		
計	—		—		—		—	—		

専攻科・別科

専攻科・別科の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	特記事項（取得可能資格等）	平均入学定員充足率	開設年度	別地校地	基礎学部・学科等名称（又は所在地）	備考
	年	人	年次 人	人						
○○専攻科	1		—					無		
△△別科	2		—					無		
計	—		—		—		—	—		

学生募集停止中の学部・研究科等　□□学部□□学科（　　年度学生募集停止，在学生数　　人）

教員及び教育支援者【基準3】

学士課程

学部・学科等の名称	専任教員等 教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	備考
○○学部○○学科	人	人	人	人	人	人	人	人	人	薬学部（６年制） うち実務家専任教員○人 実務家専任教員のうち みなし専任教員○人
△△課程										
（大学全体の収容定員に応じた教員数）	—	—	—	—	—			—	—	
計										

※別地校地を有する学部・学科等の名称	最大受入定員	専任教員 教授	准教授	講師	助教	計	複数の校地において教育を行う専任教員	備考
○○学部○○学科（○○キャンパス）	人	人	人	人	人	人	両キャンパスで授業を担当する専任教員は教授○名	助手○人
○○学科（△△キャンパス）								助手○人

大学院課程

研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員 研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準	うち教授数	研究指導補助教員基準	基準数計	非常勤教員	備考
○○研究科○○専攻（M）	人	人	人	人	人	人	人	人	人	助手○人
○○専攻（D）										助手○人
計										

※別地校地を有する研究科・専攻等の名称	最大受入定員	研究指導教員及び研究指導補助教員 研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	左記のうち 教授	准教授	複数の校地において教育を行う専任教員	備考
○○研究科○○専攻（○○キャンパス）	人	人	人	人	人	人	両キャンパスで授業を担当する専任教員は教授○名	助手○人
○○専攻（△△キャンパス）								助手○人

専門職学位課程

研究科・専攻等の名称	専任教員 専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	教員基準	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし教員数	非常勤教員	備考
□□研究科□□専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	うち学士課程兼務教員数○人 うち大学院課程兼務教員数○人 助手○人
法務研究科法務専攻										助手○人
計										

※別地校地を有する研究科・専攻等の名称	最大受入定員	専任教員 専任教員	うち教授数	うち准教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	複数の校地において教育を行う専任教員	備考
□□研究科□□専攻（○○キャンパス）	人	人	人	人	人	人	両キャンパスで授業を担当する専任教員は教授○名	助手○人
□□専攻（△△キャンパス）								助手○人

教員以外の職員等

職種	専任	非常勤	計
事務職員（うち主に教育支援者）	（　　）人	（　　）人	（　　）人
技術職員（うち主に教育支援者）	（　　）	（　　）	（　　）
図書館専門職員			
その他の職員			
計	（　　）	（　　）	（　　）

教育内容及び方法【基準5】

授業期間等「学年の期間：4月～3月」	1学年の学期区分	1学期の授業期間	1時限の授業時間	
	学期	週	分	

	学部・学科等の名称	卒業要件単位数	履修科目の登録の上限 期間	履修科目の登録の上限 単位	特記事項	
学士課程	○○学部○○学科	単位	年	単位		
	△△課程					
	（教養教育等）	－				
大学院課程	研究科・専攻等の名称	修了要件単位数	履修科目の登録の上限 期間	履修科目の登録の上限 単位	特記事項	
	○○研究科○○専攻（M）	単位	年	単位		
	○○専攻（D）					
専門職学位院課程	研究科・専攻等の名称	修了要件単位数	履修科目の登録の上限 期間	履修科目の登録の上限 単位	特記事項	
	□□研究科□□専攻	単位	年	単位		
	法務研究科法務専攻					

施設・設備及び学生支援【基準7】

校地等

区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
校舎敷地面積（○○キャンパス）	—	㎡	㎡	—	㎡	××短期大学と共用
校舎敷地面積（△△キャンパス）	—			—		（収容定員○○人、基準面積　㎡）
運動場用地	—			—		
校地面積計	㎡			—		
その他敷地面積（○○キャンパス）	—	㎡	㎡	㎡	㎡	寄宿舎○棟
その他敷地面積（△△キャンパス）	—					附属△△研究所

校舎等

校舎面積等

区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
○○キャンパス校舎	— ㎡	㎡	㎡	—	㎡	××短期大学と共用
△△キャンパス校舎	—			—		（収容定員○○人、基準面積　㎡）
校舎面積計				—		
○○キャンパスその他の建物	—	㎡	㎡	㎡	㎡	
△△キャンパスその他の建物	—					
サテライトキャンパス等	—					○○県○○市○○

教員研究室

区分	学部・研究科等の名称	室数	
○○キャンパス		室	
△△キャンパス			
サテライトキャンパス			

教室等施設

区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
○○キャンパス教室等施設	室	室	室	室	室	××短期大学と共用
△△キャンパス教室等施設						
サテライトキャンパス等						

図書館・図書資料等

図書館等の名称	面積	閲覧座席数	開館時間	
○○図書館本館	㎡	席		××短期大学と共用
○○図書館△△分館				
サテライトキャンパス				

図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち外国書〕	視聴覚資料その他	
○○図書館本館	〔　〕冊	〔　〕種	〔　〕種	点	××短期大学と共用
△△図書館△△分館	〔　〕	〔　〕	〔　〕		
サテライトキャンパス	〔　〕	〔　〕	〔　〕		
計	〔　〕	〔　〕	〔　〕		

体育館その他の施設	体育館面積	体育館以外のスポーツ施設・講堂・寄宿舎・課外活動施設その他	
○○キャンパス	㎡	・○○トレーニングセンター　学生会館・食堂	××短期大学と共用
△△キャンパス		・学生会館・食堂　寄宿舎（単身用○戸・世帯用○戸）	

附属施設 区分	附属施設・センター等の名称（設置組織等の名称）	
基準施設	附属小学校、中学校（教育学部）、附属病院（医学部）、○○農場（農学部）	
その他の施設	保健管理センター（大学）、廃棄物処理施設（大学）	××短期大学と共用
その他の事項	薬学実務実習施設：○○薬局ほか実習施設○カ所（薬学部） 教職大学院連携協力校：○○校ほか小学校○校（教職大学院） 企業実習機関や海外語学研修校その他学外実習施設（○○学部）	

（注）本様式のほか、「平均入学定員充足率計算表」を作成の上、あわせて提出してください。

別紙４

関係法令等適合チェックリストについて

Ⅰ　趣旨

(1)　「関係法令等適合チェックリスト」は、各大学が自己評価を行うに当たり、教育研究活動等を展開するための必要条件である学校教育法(昭和22年法律第26号)、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の関係法令等に適合しているかを確認する際に役立てていただくためのものです。

(2)　大学が教育研究活動等を展開するに当たっては、関係する全ての法令等に適合していることが必要ですが、本チェックリストには、一部の法令等に限定して確認事項を設定しています。その他の事項については、別紙２「観点に対応する関係法令及び分析する際の留意点、根拠資料・データ等例」を参考に適宜確認してください。

なお、本チェックリストには関係法令だけではなく、自己評価を行うに当たり、大学として把握すべき事項も含まれています。

各大学においては、各事項について、適合状況を確認した上で自己評価書を作成してください。

(3)　本チェックリストは、各大学の関係法令等への適合状況について、機構として把握する際の参考にさせていただきますので、自己評価書等と併せて提出してください。

Ⅱ　記入要領

(1)　本チェックリストは、評価実施年度の５月１日現在で作成してください。

(2)　「確認事項欄」において示されている法令等に適合しているかを確認し、「適合状況欄」において当該法令等に対する適合状況を確認するとともに、「根拠（資料等）欄」において法令等に適合していることが確認できる根拠（自己評価書における資料番号やＵＲＬ等）を示してください（例：「○○大学学則」（自己評価書資料１－１－○又は http://・・・））。なお、学部や研究科等ごとに根拠が異なる場合は、学部や研究科等ごとに、根拠を示してください。

(3)　各確認事項における法令等が適用されない場合は、「適合状況欄」において「非該当」にチェックをするとともに「根拠（資料等）欄」にその理由を簡潔に記述してください。

（例：本学は大学院大学であるため、学士課程を設置していない。）

（例）

関係法令等適合チェックリスト（〇〇大学）
平成〇年５月１日現在

【基準１　大学の目的】

（チェック＝■）

観点	確認事項	適合状況	根拠（資料等）
１－１－①	大学の目的を学則等に定めているか 《大学設置基準第２条》	□ 定めている □ 非該当	・ ・
	学部、学科又は課程等の目的を学則等に定めているか 《大学設置基準第２条》	□ 定めている □ 非該当	・ ・
１－１－②	大学院の目的を学則等に定めているか 《大学院設置基準第１条の２》 《専門職大学院設置基準第35条》	□ 定めている □ 非該当	・ ・
	研究科又は専攻等の目的を学則等に定めているか 《大学院設置基準第１条の２》 《専門職大学院設置基準第35条》	□ 定めている □ 非該当	・ ・

※　基準１を含む全リストについては、ウェブサイト（http://www.niad.ac.jp）に掲載しております。

評価報告書イメージ

大学機関別認証評価

評 価 報 告 書

〇〇大学

平成〇年　月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

〇〇大学

Ⅰ 認証評価結果

〇〇大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

（〇〇大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。その理由は〇〇〇）

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-1-

〇〇大学

Ⅱ 基準ごとの評価

基準１ 大学の目的

１－１　大学の目的（使命、教育研究活動を展開する・・・

【評価結果】

・基準1を満たしている（満たしていない）。

（評価結果の根拠・理由）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【更なる向上が期待される点】・・・・・・・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-2-

〇〇大学

基準２ 教育研究組織

２－１　教育研究に係る基本的な組織構成・・・・

２－２　教育活動を展開する上で必要な運営体制が・・

【評価結果】

・基準2を満たしている（満たしていない）。

（評価結果の根拠・理由）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【更なる向上が期待される点】・・・・・・・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-〇-

〇〇大学

基準３ 教員及び教育支援者

３－１　教育活動を展開するために必要な教員が・・・・

３－２　教員の採用及び昇格等に当たって、明確な・・・

３－３　教育活動を展開するために必要な教育支援者の・・・

【評価結果】

・基準3を満たしている（満たしていない）。

（評価結果の根拠・理由）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【更なる向上が期待される点】・・・・・・・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-〇-

〇〇大学

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
・・・・・・・・・	・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・

-〇-

（以下、参考資料として添付）

〇〇大学

ⅰ 現況及び特徴

１　現況	２　特徴
(1)大学名	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
(2)所在地	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
(3)学部等の構成	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
(4)学生数及び教員数	・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・
	・・・・・・・・・・
	・・・・・・・・・・

-〇-

〇〇大学

ⅱ 目的

１　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・

・

・

（学部・研究科等ごとの目的）

-〇-

注１）［網掛け］は、対象大学から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。

注２）「Ⅱ　基準ごとの評価」は、基準４～10についても同様に記述します。

注３）本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性があります。

独立行政法人
大学評価・学位授与機構
〒１８７－８５８７
東京都小平市学園西町１－２９－１
ＴＥＬ／０４２－３０７－１６４７
ＵＲＬ／http://www.niad.ac.jp/